

議 事 日 程

平成 27 年第 3 回浜中町議会定例会

平成 27 年 9 月 9 日 午前 10 時開議

日 程	議 案 番 号	議 件
日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		議会運営委員会報告
日程第 3		会期の決定
日程第 4		諸般報告
日程第 5		行政報告
日程第 6	発議案第 4 号	浜中町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について
日程第 7	発議案第 5 号	林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書の提出について
日程第 8	発議案第 6 号	「戦争法案」の今国会成立に反対し廃案を求める意見書の提出について
日程第 9		一般質問
日程第 10	議案第 48 号	浜中町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 11	議案第 49 号	浜中町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 12	議案第 50 号	浜中町税条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 13	議案第 51 号	北海道市町村職員退職手当組合規約の変更に関する協議について
日程第 14	議案第 52 号	北海道市町村総合事務組合規約の変更に関する協議について
日程第 15	議案第 53 号	北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更に関する協議について
日程第 16	議案第 54 号	電子情報処理組織による戸籍事務等に係る事務の委託について

日程第 1 7	議案第 55 号	電子情報処理組織による戸籍事務等に係る事務の委託について
日程第 1 8	議案第 56 号	財産の取得について
日程第 1 9	議案第 57 号	平成 2 7 年度浜中町一般会計補正予算（第 2 号）

開会 午前10時00分

◎開会宣告

○議長（波岡玄智君） ただいまから、平成27年第3回浜中町議会定例会を開会します。

◎開議宣告

○議長（波岡玄智君） これから、本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（波岡玄智君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定によって、5番秋森議員及び6番成田議員を指名します。

◎日程第2 議会運営委員会報告

○議長（波岡玄智君） 日程第2 議会運営委員会報告をします。

本件については、議会運営委員会から本定例会の議事運営について、報告書の提出がありました。

委員長より報告を求めます。

3番鈴木議員。

○3番（鈴木誠君） （口頭報告あるも省略）

○議長（波岡玄智君） お諮りします。

本件は委員長報告に対する質疑を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、本件は、委員長報告に対する質疑を省略することに決定しました。

これで報告を終わります。

◎日程第3 会期の決定

○議長(波岡玄智君) 日程第3 会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、議会運営委員会報告のとおり、本日から10日までの2日間としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日から10日までの2日間とすることに決定しました。

◎日程第4 諸般報告

○議長(波岡玄智君) 日程第4 諸般の報告をします。

まず、本定例会に付された案件は、お手元に配付のとおりです。

次に、今議会までの議会関係諸会議等については、記載のとおりです。

これで、諸般の報告を終わります。

◎日程第5 行政報告

○議長(波岡玄智君) 日程第5 行政報告を行います。

町長。

○町長（松本博君） 本日、第3回浜中町議会定例会に議員全員のご出席をいただき、誠にありがとうございます。

先の議会から、本日までの主なる行政報告を申し上げます。

（行政報告あるも省略）

○議長（波岡玄智君） 引き続き、教育委員会より教育行政報告を行います。
教育長。

○教育長（内村定之君） 前議会からこれまでの、教育行政の主なものについてご報告をいたします。

（教育行政報告あるも省略）

○議長（波岡玄智君） これで行政報告を終わります。

◎日程第6 発議案第4号浜中町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

○議長（波岡玄智君） 日程第6 発議案第4号を議題とします。
職員に発議案を朗読させます。

○議事係長（梅村純也君） （発議案第4号 朗読あるも省略）

○議長（波岡玄智君） お諮りします。

本案は、趣旨説明、質疑、討論を省略し直ちに採決したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、趣旨説明、質疑、討論を省略し直ちに採決することに決定しました。

これから、発議案第4号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、発議案第4号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第7 発議案第5号林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書の提出について

○議長（波岡玄智君） 日程第7 発議案第5号を議題とします。

職員に発議案を朗読させます。

○議事係長（梅村純也君） （発議案第5号 朗読あるも省略）

○議長（波岡玄智君） お諮りします。

本案は、趣旨説明、質疑、討論を省略し直ちに採決したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、趣旨説明、質疑、討論を省略し直ちに採決することに決定しました。

これから、発議案第5号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、発議案第5号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第8 発議案第6号「戦争法案」の今国会成立に反対し廃案を求める意見書の提出について

○議長（波岡玄智君） 日程第8 発議案第6号を議題とします。

職員に発議案を朗読させます。

○議事係長（梅村純也君） （発議案第6号 朗読あるも省略）

○議長（波岡玄智君） 本案について、趣旨説明を求めます。

1 番加藤議員。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○1番（加藤弘二君） 戦争法案の今国会成立に反対し、廃棄を求める意見書の趣旨説明の説明を行いたいと思います。

昨年7月15日、安倍内閣は、集団的自衛権行使を閣議決定しました。現行の憲法をそのままにして、アメリカが進める侵略戦争に日本の自衛隊も一緒になって参加できるという、集団的自衛権の行使を進めるという解釈改憲を、第二次安倍内閣発足と同時に政策として進めていました。

2年前の参議院選挙、昨年12月の衆議院選挙で安倍内閣はアベノミクス、地方創生などを選挙の争点として大勝しました。衆参とも3分の2以上の議席を得た政府与党は、今年の国会に安全保障関連法案を提出してきました。先の参議院選挙、衆議院選挙の中でこの安全保障関連法案は、政策としてきちんと国民に説明をしたという選挙でなかったことは国民の知るところであります。衆議院では110時間かけて議論して理解を得たとして採決を強行いたしました。

この衆議院の特別委員会の審議の中で参考人質疑が行われました。自民党推薦の憲法学者も含め、出席した3人が集団的自衛権の行使は憲法違反であると明確に述べました。

その後、日本中の憲法学者、弁護士会など多くの専門家が憲法違反であることを表明しました。今年は終戦70周年記念の年であり、例年になく70年前の日本が起こしたアジア諸国への侵略戦争と、戦争の真ただ中であつた日本を含むアジア諸国民の戦争の惨禍をマスコミが連日のように取り上げ、二度と戦争はしてはならないということが、多くの国民によって語られました。

しかし安倍政権は日本国民とは相当的外れていたではありませんか。まず、ポツダム宣言を受託し、日本国憲法が二度と戦争を起こさない民主主義社会を作るとして憲法を作っていました。そのポツダム宣言について首相が問われ詳らかに読んでいないと嘯きました。そして安倍談話は過去の歴代首相の侵略戦争と、その反省などを継承すると言いながら、自らの言葉で朝鮮の植民地化、あるいは中国に対する侵略戦争の事実や反省に触れることはありませんでした。国会での集団的自衛権行使、安保という戦争法案が常に念頭にあり広島、長崎での首相挨拶、終戦記念日での首相挨拶には二度と再び悲惨な戦争を繰り返してはならないという、日本国民の願が表明されるようなことはありませんでした。

そして迎えた参議院での論戦、1ヵ月の特別委員会で95回も審議が止まり法案の違

憲性が日を迫う度に明らかになり、残された3週間憲法違反の法案ストップが大きな課題として浮かび上がっています。今日の北海道新聞の一面では、16日にも参議院で可決するという計画が載っておりました。

去る8月30日には、野党5人の党首が参加する国会を12万人の国民が大包围するという集会がもたれ、全国で100カ所の戦争法案反対の集会が持たれました。これは1960年の労働組合が中心となった安保闘争と違い、新しい形での市民集会となっています。戦後、民主主義の社会の中で育った市民が、自分達が主権者だとして、毎週金曜日ネットで集会を呼び掛けあって参議員での審議が進めば進むほど反対集会の輪が広がるばかりとなっています。

安倍内閣の暴走は、衆参議員の3分の2以上の自席に胡坐をかき、国民の声に耳を傾ける謙虚な姿が見えません。元最高裁判所長官であった山口氏は、安全保障関連法案は、憲法違反であるとまで勇気を持って言っています。参議院では今年5月26日に統合幕僚長幹部が350名を集めて、安保法制の戦争法案成立を見込んでビデオでの検討がなされた文章が共産党に出されました。

また最近では、昨年12月17日総選挙で政府与党が大勝利した3日後に統合幕僚長がアメリカ軍の幹部に、来年の夏までに安保法案が通る見込みと伝えていることが会議録として残っていたものが、これもまた共産党の参議院議員に届けられました。この秘密文書が野党である日本共産党に届けてくることを考えるのであれば、自衛隊の幹部職員の中に、この法案が通れば自分たちの部下である自衛隊員に犠牲者が出る、この法案は通してはならないという良心的な人も居るということではないでしょうか。

日米共同演習は自衛隊発足以来60年も前から実施されております。自衛隊の前身であった警察予備隊は米軍の指図で1950年に作られたものであり、後の保安隊そして自衛隊もアメリカによって育成されてきたものです。70年前連合国であったアメリカが、地上戦で沖縄を鎮圧し東京大空襲で10万人の犠牲者を出し広島、長崎に原爆を投下し白旗を上げて、8月15日には日本全土の日本軍基地を米軍が抑え日本全土を支配するに至りました。全面講和の予定が来日単独講和となり以来、日本がアメリカの従属国としての道を歩み続けなければなりませんでした。

今回もアメリカがテロとの戦いで行き詰まり、日本の自衛隊の参戦を願うことから、安倍総理がそれに応える形で何としても通そうとしています。こんな大事な問題であります。一次産業の町である我が浜中町では戦争法案どころの話ではありません。

冬に備えての牧草の収穫作業、海では漁師たちは矢継ぎ早にやってくる太平洋上の台風に苛まされ漁師が2人・3人集まればため息をつきながら、今年の昆布漁の日数について話し合い不安な日々を送っています。戦争反対平和の中でこそ漁業・酪農も安心して仕事ができるという人たちの願いを実現する為に、我が浜中町議会もこの戦争法案反対の決議を上げ、全国民の多数が反対する現状に参加しようではありませんか。

皆さんこの法案が可決した後はどうなるか考えてみるだけでぞっといたします。今までは憲法9条があったことで戦争への抑止力が十分果たされてきたと思います。その憲法が解釈改憲で集団的自衛権となって、世界に飛び出すようになっていったその時には、日本は軍国日本となっていくのではないのでしょうか。

先の大戦で日本が暗黒の時代に陥ったあの事が十分考えられます。そして世界に出て行って仕事をしている日本人たち、日本が戦争する国になったということで世界の人々が日本人を信頼して見ていたのは180度変わって見られ、犠牲になることも多くなると思われまふ。どうか皆さん国会に対しての廃棄の決議を決定させていただいて送付していただきますよう、心からお願い申し上げて説明といたします。

○議長（波岡玄智君） これから、発議案第6号の質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なしと呼ぶ者あり」）

○議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、発議案第6号の討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから、発議案第6号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに、賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（波岡玄智君） 起立少数です。

したがって、発議案第6号は否決されました。

○議長（波岡玄智君） 日程第9 一般質問行います。

通告の順番に発言を許します。

2番堀金議員。

○2番（堀金澄恵君） 第6期高齢者保健福祉計画に基づいて質問いたします。

計画の基本理念に、健康的な高齢者支援要介護状態にならない為に高齢者が自主的な介護予防に取り組むこと、また地域社会の構築を目指し、予防に関する知識の普及啓発を行うとあります。各地区で行われている健康教室で介護実技講習を取り入れながら、声を掛けやすい体制づくりをしてはどうでしょうか。介護される側、介護する側どちらも大変なことであり体験することにより予防に繋がれると思います。

また高齢になり車の運転を止める家族が居ても、送迎が難しい等で外出する機会が少なくなり、健康を害した声も聞こえます。ゆうゆ行きのバス利用を積極的に進めてはどうでしょう。またゆうゆでの健康教室も考えられると思いますが、どうでしょうか。

○議長（波岡玄智君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（伊藤敦子君） 現在、福祉保健課健康推進係では、各地域の老人クラブからの要望で各地域の会館に出向き、毎月6ヵ所程度の健康教室を実施しています。対象者が老人クラブに入っていらっしゃる高齢者で、年齢層は70歳代から90歳代と非常に幅広くなっております。

その他に、各地域に女性部などご要望のある団体に、ご要望の内容で健康教室を実施しております。ご質問の健康教室での介護実技講習につきましては、老人クラブの構成員の方々には体力的にも、年齢的にも介護をする側としての交渉を受けるのはちょっと難しいのではないかと思いますので、女性部などで要望していただければ特別養護老人ホームなどともタイアップしながら実施することは可能かと思えます。

それと、ゆうゆでの健康教室の実施についてでございますが、各地域の老人クラブからの要望で6ヵ所程度の健康教室を実施しているとお答えしましたけれども、各地域の会館等に出向いて実施しているところです。老人クラブからの要望でゆうゆで実施することも今まではございました。ゆうゆでの健康教室については、行うことは可能ですが、各地域の老人クラブが地域での開催を要望されることも考えられますので、各地域の老人クラブのご意向を確認して参りたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 堀金議員。

○2番(堀金澄恵君) ありがとうございます。高齢者の体の状況を考えて、実技というのは難しいかと思えます。私が言いたかったのは、そういった場所を利用しながら高齢者同士の声の掛けやすい状況、また地域にも流れを作るというか、声を掛けやすい状況、助け合える状況を作っていけないかと思って、そういう場所作りをとという思いで提案をしました。

実技ばかりではなく、そういった中でなかなか高齢者同士が声を掛け合って繋がっていくことも難しい地域にあっても、ひとり暮らしの方がいらっしゃっても、今は簡単に声をかけていく、お宅を訪問することも難しい状況になっていますので、こういったところから、地域の中に町の方から要請して何か仕組みづくりを作っていただきたいなと思っておりましたので、そういうことでお願いしております。よろしく願いいたします。

ゆうゆの方は行かれる方がいるんですが、なかなか時間的な使い方が余りにも時間にゆとりがあり過ぎて持て余しているという声があったものですから、そこに行って何かあれば良いかと思ったので、そのようにお尋ねいたしました。

バス利用に当たっては、なかなか時間と言いますか、連絡先がまだ解らない方もいらっしゃるので、これについてはお知らせしていただきたいと思えますので、よろしく願いいたします。

○議長(波岡玄智君) 総務課長。

○総務課長(佐藤佳信君) 巡回バスの連絡先でございます。乗る方がおりましたら役場の交通安全係の方にまず連絡して頂くか、委託先であります株式会社の浜中運輸さんの方に連絡していただければ、可能な限りお迎えに行くことになってございます。

以上でございます。

○議長(波岡玄智君) 福祉保健課長。

○福祉保健課長(伊藤敦子君) 地域での声の掛けやすい状況、後は場所作り繋がっていくことというのは非常に大事なことだと思っております。

浜中町では地域の繋がりがとても強くて、見守りというのは非常に強い地域であるなというように非常に心強く思っているところがございますけれども、段々そういう目も薄れてきているというか、そういう時代ではありますので、町では高齢者などの見守りネットワークという事業を行っております。地域での繋がりを強くしようと言いますか、ひとり暮らしの方が何かあった時に声を掛け合うでありますとか、認知症の疑いがある

などと思ったら、役場の方に連絡していただくというような事業がございますので、その事業について老人クラブの方でもご説明をして、老人クラブの方々でも声を掛け合ってひとり暮らしの方などが孤独にならないような働き掛けを、今後も行っていきたいと思っております。

○議長（波岡玄智君） 堀金議員。

○2番（堀金澄恵君） ありがとうございます。高齢者ばかりだけではなく地域の方々にも高齢者と見守りネットワーク、それからSOSネットワークのことですよ。お知らせいただけないでしょうか。なかなかこう言ったことが一般の町民の方が知らないんです。何か事があって初めて町の方にお尋ねしたら、こういうのがあるというのが解ったということが多かったものですから、一度こういうことをこれは女性部の方というのもありましたので、そういう組織の中でも良いですから、お知らせいただけないでしょうか。お願いいたします。

○議長（波岡玄智君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（伊藤敦子君） 保健課では、年に一度の関係機関を集めての見守りネットワーク会議の実施をしております。その中でネットワークのことはお知らせしては居るのですけれども、構成員の方々の中から希望する団体には行ってご説明をするということは可能ですので、会議の際にお知らせをして参りたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 堀金議員。

○2番（堀金澄恵君） ありがとうございます。では是非よろしくお願いいたします。

続いて次の質問をさせていただきます。第4期障がい福祉計画について、浜中町障がい者自立支援協議会が設置されていますが、委員に障がい者家族の参画も必要と思うが、その考えはないでしょうか。障がい者雇用促進法が改正され、一般企業での雇用が増加していると聞きます。

浜中町で行ったアンケート調査で、障がいのある人が仕事をするために必要なことの問題に、事業主や職場の仲間の理解があることが一番多くあります。周囲に理解してもらい、安心な働く場所を求めていることが解ります。自立への道を歩みたい障がいのある人達に安心して生活できる職場はつくる計画はありませんか。

○議長（波岡玄智君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（伊藤敦子君） 障がい者自立支援協議会についてのご質問にお答えします。障がい者自立支援協議会には、他の役職を兼ねてはおりますけれども、障がいの

あるお子さんが居るご家族の方に協議会委員に入らせていただいておりますので、協議会の中でご意見を頂いております。

それと障がい者の方々が、安心して生活できる職場を作ることについてでございますけれども、浜中町では障がいへの理解を深めるために年に2回程度の一般の町民の方々を対象とした講演会を開催したり、職場からの依頼によって障がい者の方への対応の仕方などを、職場の方々にお話するなど障がい者の理解の普及に努めております。

それと実際に就職を希望される方につきましては、就業の為の適正検査や訓練、就業出来る企業の紹介、実際に就業した場合の就職先やご本人への支援を行ってくれる障がい者就業生活支援センターなどの関係機関と連携を取りながら、障がいのある方に配慮した職場づくりに努めて参りたいと思っております。

○議長（波岡玄智君） 堀金議員。

○2番(堀金澄恵君) 今の答えだと漠然としてまいりますので、完全なる働く場所を必要としているというのが、障がいを持たれた親御さんの考え方があったものですから、実際に浜中町として、そういう事業所を構えていくというようなことは、今現在のある以外のことを考えているんだと思いますので、そういったことはないのでしょうか。

○議長（波岡玄智君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（伊藤敦子君） 一般企業などへの就労が困難な方につきましては、町内には就労場所が不足しているという現状がございます。働く場所を提供したり、実施及び能力の向上の為に必要な訓練を行う就労支援、一般的には今までは授産施設とか作業所というふうに言われていたのですけれども、この作業所につきましては、福祉保健課でも身近な所に通所出来る場の必要性を感じておりまして、町内の解消に向けて現在関係機関と協議を進めているところでございます。

今後とも開所に向けて前向きに取り組んでいきたいと思っております。

○議長（波岡玄智君） 堀金議員。

○2番(堀金澄恵君) ありがとうございます。

心配をしているのは、一般の方たちも就職するというのはなかなか難しい時代ですので、障がい者の方はお心配が多いことと思います。是非、頑張ってください。こういった職場のことを障がいのある方たちのことも多く考えていただきたいと思います。その事をお願いいたしまして、私の質問はこれで終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（波岡玄智君） 1 番加藤議員。

○1 番（加藤弘二君） 質問通告に基づきまして、2 項目にわたって質問致します。

1 項目は乳幼児医療費の適応を高校卒業時まで広げることについてであります。本町では、乳幼児の医療費の無料化を子育て支援の一環として、釧根管内で一早く取り入れ大きな成果を上げてきました。国や道の助成基準から見て、浜中町の英断は優れたものであると思っております。

現在、浜中町の助成制度は無条件で、全ての子どもたちが中学校卒業時の3月31日まで完全無料になっていると受止めておりますが、そのとおりでしょうか。

○議長（波岡玄智君） 町民課長。

○町民課長（渡部直人君） 初めに無料化までの経過について、若干説明させていただきますと思います。

現在、中学校卒業まで無料化をしておりますので、その前の結果について説明させていただきますと思います。当町では少子化対策や子育て支援の充実を図るため、乳幼児医療助成を就学前の入院、通院、小学生の入院の対象について、平成19年10月から中学校までの入院と通院に対象を拡大して実施しております。

その際には、住民税、課税世帯については1割、非課税世帯については初診時以下580円、歯科510円の負担をしていただくことになっておりましたが、平成22年10月からは更なる子育て支援の拡充ということで、自己負担分を全額助成し医療の完全無料化をしております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○1 番（加藤弘二君） この制度に関する町民の反応、私は他所の町から転入してきた子どもを持っている若いお母さん方や、あるいはずっとここで生活しているお子さんが居られる町民の皆さんからとても喜ばれている声を聞いているのですが、町としてはどのような声を受け止めておりますか。

○議長（波岡玄智君） 町民課長。

○町民課長（渡部直人君） 町にも子どもを持つ保護者からは大変助かるとの多くの声を聞いております。また転入されてきた保護者からは喜ばれたり驚きの反応を窓口等で感じております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○1 番（加藤弘二君） 同様の喜びの声が寄せられているということで、本当に良かった

たなと思います。それで現在の状況です。国や道の基準でここまでは認められているけれど、浜中町が中学3年卒業時まで3月31日まで完全無料にするというその時点で、国や道の基準は何処まで助成がなされているか、それが1つと、それから町が独自で行っている乳幼児、医療費の部分でどのくらい財政的に助成をしているかという事の説明をお願いしたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 町民課長。

○町民課長（渡部直人君） この乳幼児等医療費助成制度につきましては、北海道の医療給付事業の補助事業がありますけれど、これを基準にして全道の市町村が独自に各町村の条例に基づいて助成を行っております。

これにつきましては制度の目的として、子育て世帯の負担を軽減するとともに、子どもが安心して必要な医療を受けられるようにということで、本人負担分の一部を助成するというのが趣旨でございます。

北海道医療給付事業の内容につきましては、小学校卒業までの子どもが対象となっておりますけれども、先程、少し触れましたけれども助成内容は、就学前は入院と通院、小学生については入院のみが対象となっております。これに保護者の所得制限も規定されております。

また自己負担として3歳未満の住民税非課税に属する子どもにつきましては、初診時一時負担金として以下580円、歯科510円が必要です。それ以外の住民税課税者につきましては、総医療費の1割の自己負担が必要になっております。乳幼児医療費の対象経費の2分の1以内が北海道から補助されることになっております。

現在、浜中町は医療費を拡大しておりますけれども、これについてまず平成19年10月に医療費改正しておりますけれども、ここの現在のベースで行きますと、平成19年の改正ベースで734万1,000円、平成22年度完全無料化の形の部分で、新たに664万4,000円を町が単独で財源を手当てして、医療費助成を実施しております。この合計額は平成26年度ベースになりますけれども、浜中町が医療費の助成拡大の費用は、ここの全体で1,400万5,000円となっております。

26年度の決算ベースで事業経費の内訳を申し上げますと、医療費分2,801万1,000円に対し、その財源として道補助336万5,000円。起債ということで、現在過疎債を使っておりますけれども、1,674万6,000円、その他財源9万5,000円、一般財源62万5,000円となっております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○1番（加藤弘二君） 今の答弁の中でもう一度聞きたい部分があります。平成19年10月以降、中学3年生まで無料ということでやってきたということですが、乳幼児医療費にかかわる医療費の全体でいくらの予算で行っていて、大体平均したら2,000万円前後かと思うのですけれども、その辺の数字を言ってもらって、後は一番近いところで、もし26年度で言えるのであれば26年度の乳幼児の医療費全体はこれで、そして道の助成がいくらで、起債がいくらで、一般財源ではどうなっているか。そんな説明でお願いしたいと思うのですが。

○議長（波岡玄智君） 町民課長。

○町民課長（渡部直人君） 今までの19年度から幾らずつしてきたかというのは、手元に資料がないのですけれども、26年度の決算ベースでお話しさせていただきます。

まず助成金額は2,083万1,000円です。これを拡大分も含めた中の分で助成しております。この財源の道補助が336万5,000円となっています。それとあとは起債ですね。現在、過疎債のソフト事業で補助対象になっているということで、26年度では1,674万6,000円、その他財源として9万5,000円、これは高額医療費等の戻し入れ分を雑入で入れている分です。

それと一般財源の62万5,000円、この財源を合わせると医療費分の助成分の2,083万1,000円となっております。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○1番（加藤弘二君） 道の補助金を一般財源という形で説明された中で、起債ということで過疎債1,674万6,000円という説明ですが、この過疎債というのはどういう性質のものなのか。これを例えば交付税で見てもらえるとか、町の持ち出しはいくらくらいになるのか。その辺の過疎債の中身を説明していただきたいと思うのです。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（野崎好春君） ただいまの過疎債でございますけれども、過疎債につきましては、過疎地域に基づきまして、過疎計画を策定した市町村がハード事業、ソフト事業それぞれ起債を起すことができます。

この事業についてはソフト事業ということで、本町では過疎ソフトということで起債を借りております。この過疎債につきましては、後に70%が交付税算入されるということでございますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○1番（加藤弘二君） 過疎債の内30%、それでは自己財源といいますか町の財源で賄うということの理解でよろしいのでしょうか。それで今この様に中学校卒業時まで続けてきましたが、子育て支援事業の関係と今後この乳幼児医療費助成というのは、浜中町では引き続き進めていくという考えでおられますか。

○議長（波岡玄智君） 町民課長。

○町民課長（渡部直人君） この件に関しましては、浜中町子ども子育て支援事業計画が平成27年4月からスタートしております。この際に今後の子育て支援計画の中では、中学校卒業まで、乳幼児助成を完全無料化で引き続きやっていくということが謳われておりますので引き続き事業を実施して参りたいと考えております。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○1番（加藤弘二君） 解りました。是非続けていただきたいと思います。今日の質問ですが、高校卒業時まで延ばして欲しいという声があります。それで特にという訳ではないのですが、高校を町外の高校に求める釧路市とかあるいは札幌、そういうところに単身で親元を離れて行く、あるいは同じ下宿を兄弟で借りて住んでいるとかそういうこともあるのですが、高校生まで助成が伸びてくれると財政的にも、とても安心するのだけれどもという声があります。そういう点で町の方にも高校生まで伸ばしてもらえないだろうか、あるいは高校まで助成を伸ばしてはどうだというような考えといいますか意見等そういうのは町民から届いておりますか。

○議長（波岡玄智君） 町民課長。

○町民課長（渡部直人君） 先程の計画の中でアンケートをやった際には、乳児医療費を中学生まで引き続きやってほしいという意見、大変助かっているのもこのまま続けていただきたいという意見があります。

その一方、町民の声として聞くのは中学校卒業した方からは、部活等で怪我をされてそういう面でお金がかかって、やはり中学校まで無料だったので高校までだと助かるねというケースもあります。

ただ窓口に来る方は、中学生の方を大体対応しておりますので、高校生の幅広い意見は多くは聞いておりません。以上です。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○1番（加藤弘二君） 今の中学3年生から高校3年生卒業時まで、今のような状態で

助成するとなれば、総額でどのくらいお金がかかって国や道の助成、それから過疎債も使ってとなれば町の持ち出しはどのくらいになるか。そういう試算をされておりましたら報告願いたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 町民課長。

○町民課長（渡部直人君） 試算の話ですけれども、ご質問があつて条件的な分を若干調査させていただきまされたけれども、27年9月1日現在で高校生が現在161名おります。この額を大体中学生と同じくらいの病院に掛かる頻度ということで、26年度の実績の助成額平均で試算して、もし高校生分だけということになると年間約350万円の経費を捻出するという必要があります。

先程、中学校分で独自助成分が1,400万5,000円とお話しましたので、合わせれば1,750万円の財源を過疎債とか、色んな部分で財源手当てをしなければならぬということになります。一応、高校までの分は350万円という事で押さえております。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○1番（加藤弘二君） 町財政における350万円というのが、子育て支援の分野からしたらどのくらいの比重が掛かっているかというのは、私解り兼ねるのですが、私は目に見えて良いものは是非やっていただきたいと思うのですが、この医療制度を高校生まで延長させるという、そういう方向を何とか生み出していきたいと思うのですが、その辺の事に対する町の考え方、この辺をちょっと明らかにしていただきたいと思ひます。

○議長（波岡玄智君） 町民課長。

○町民課長（渡部直人君） ここまで拡大すればどの様な環境にあるか、どういうことが必要かという部分だと思いますけれども、今後子育て支援の内容をどうしていくかということが、やはりポイントになってくるかと思ひます。

先程話しました、浜中町子ども子育て支援事業計画、それと現在の策定中の地方版総合戦略の中でも、色々子育て支援のプロジェクトがあつて、今後、重点化する事業を現在精査しております。こういった部分の整合性も含めてどういうものをして行くのかという事を協議する必要があると、私共では考えております。

現時点では、子育て支援の議論中で総合戦略等の中で担当課として、そういったご意見があつたということ踏まえて、協議していくという形になると思ひますので、ご理

解いただきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（野崎好春君） 先程、町民課長の方から高校生まで仮に医療費の無償化となれば町の負担300数十万円、その求める財源、例えば過疎債というお話もございますけれども、実際、過疎債につきましては、町の基準財政需用額や財政力指数によって限度額が示されております。参考までに今年度の限度額については、1億数百万円の限度額ということでございますので、過疎ソフトにつきましては、巡回バスの運行や様々なソフト事業に現在満度に充てている状況でございますので、仮にこれらを増額となれば単独費になるというようなことでございますので、そういう点もご理解いただきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○1番（加藤弘二君） 子育て支援、それから福祉の関係から見て、過疎債は乳幼児の医療費にちょっと傾くという、比重がそちらに行き過ぎるという心配かと思うのですが、この事が子育て真っ最中の親にとって、とても望まれて喜ばれている事業なので、浜中で子育てしたら医療費の方では安心だとかこういう話が広がって行けば、私は子育てしやすい浜中町という事で、大いに住み良い浜中町ということで町民に感謝されることになると思うので、そういう比重も考えながらのことでしょうが、浜中町の未来を背負って立つ子ども達のために、そういうことをすると英断をするということは、町の未来にとっても大きな政策になるのではないかと思うので、そのことについて最後に町の理事者の考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 副町長。

○副町長（松本賢君） 只今のご質問であります但確かに必要であります。

これから総合戦略の必要な計画を具体的に立てます。その折に担当課では、必要性を訴えるということでもありますから、今全体的にどのようなものが浜中町の将来に向けて必要かということを経済戦略の組織の中で検討しますので、その中で全体のバランスを考えながら対応したいということでもあります。

その中には、民間の委員さんもいらっしゃいますけれども対応したいということでもあります。我々としては全体的に確かに高校まで350万円ですよね。起債の道はないけれども持ち出しですけれども、国から来るお金ですとか、あるいは必要であれば一步踏み込んだ政策として位置付けるという可能性はあると思っています。ご理解いただきたい

いと思っております。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○1番（加藤弘二君） 次の項目に移りたいと思います。2つ目は、今年町長選挙で松本現町長が立候補なさって、色々産業等大きな問題について、色々な思いが後に発表されることだろうと思いますが、地域の町長にお願いしたいことは、まず一つは職員の働きやすい環境を作るよう努力していただきたいという事と、町民の願いに答える職員の研修力量のレベルアップを計っていただきたいという、この2点について質問したいと思います。

最初に今回の町長選挙で、私になって欲しいなと思っていた町長が先月でしたか、道新に立起表明が出まして後援会の集まりがあって、そしてまた町長が立候補して講演会で推薦することになったという新聞報道を聞いて大変嬉しく思いました。

それは昨年1年間、庁舎問題で町長提案がきちんと出され、私も町長提案を真っ直ぐ受け止めて検討し勉強もさせていただきました。その結果、私は町長提案というのは本当に浜中町のことを思い、最初に提案したことと微動だにしない、そういう姿勢で最後まで貫かれたことに本当に敬意を表しますと同時に、町長が如何に浜中町民を愛しているかという事の感動を持って受け止めてきました。そういう点で激務である町長をまた引き受けてくれるという表明は本当に嬉しいなと是非、頑張っていたきたいということ、私は町長が町長になったとしても、全て賛成ということではなくて、是々非々で色々勉強させていただきたいとそんなふうに思っていたものでございます。

今日の本題ですが、町職員のまず賃金です。これはなにか人事院勧告、私もずっと教員でしたから人事院勧告で給与が決められて、私の時はどんどん上がってきた時代でしたが、右肩下がりです。現在の初任給が高校卒で本採用された場合、どのぐらいの賃金になるのか。また4年制の学校を出て短大も出た人も居るでしょうが、4年生の大学を出て22歳で就職した場合の初任給、税や福利厚生部分を差引いて手取りどのぐらいになるかをお願いします。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（佐藤佳信君） お答えします。まず初任給でございます。27年の4月1日現在の数字を申し上げます。高校卒につきましては、初任給が14万2,100円です。所得税等の厚生福利費を控除した後の支給額ですけれども、凡そ11万6,000円となっております。

それと大学卒でございますけれども、月額17万4,200円でございます。控除後の支給額は凡そ14万2,000円となっております。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○1番（加藤弘二君） 月々14万円、17万円、手取り11万円、14万円こういうことですが、この賃金は貰っている人はどんなふう感じているか解りませんが、町としては現在の標準、同じ年齢の青年たちに比べてみたら、賃金が多いのか少ないのかどう感じておりますか。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（佐藤佳信君） 初任給でございますけれども、人事院勧告に基づいて国と同様の金額となっております。

ですから、一般企業様々あるかと思えますけれども、国と同様ということになってございますので、ご理解願いたいと思えます。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○1番（加藤弘二君） 私は大変低い賃金かと思えます。少なくとも高校卒で18万円、大学卒で22万円くらいは言いたいです。手取り18万円高校卒、大学卒で22万円、世間一般にはそんな金額だと思います。とても職員の給料というのは低い、これでは私は可哀想だと思います。何とかならないものではないでしょうか。残業をすればお金が増えてくるというのが民間です。

例えば、材木製材屋で働いている若者、奥さにくらと聞いたら、いつまで経っても手取り15万円だと、でも夏場残業があれば10万円くらいプラスになって25万円になると、そうなれば車のローンも払えるんだという答えが返ってくるんです。

でも公務員の場合、他に仕事が出来ないですからなかなか跳ね返ってきません。そういう点で、人事院勧告で民間と比べてどうとあるのですが、これではこの浜中町に良い人材が入って来ないのではないかとそういう心配があります。私は地元の教員をやっている、たくさんの中学校の卒業生が今係長や、もう少しすれば課長になって、このひな壇に並んでくると思うのですが、やはりたくさんの賃金が増えるそういう人事院勧告がなされるようなそういう働きかけや、そういうものがないものか。これはどうしようもないものですか。町長いかがでしょうか。

○議長（波岡玄智君） 副町長。

○副町長（松本賢君） お答えします。給与の関係であります。我々、地方公務員は地

方公務員法に則って、今仕事をやっている訳ではありますが、給与については、まず条例です。条例で明確にして職員の給与を保証するという事です。職員もそうですし事務員もそうです。ですから給与は条例主義ということで現在、職員給料条例、あるいは勤務時間もそうですから、条例で制定している訳であります。それで地公法の中で均衡の原則とありまして、24条の第3項で職員の給料について、今現状で法で決まっているんです。

職員の給与については、生計費並びに国その他の地方公共団体の給与、そしてまた民間事業の従事者の給与、その他の事情を考慮して定めるということになっております。

ですから結果として、先程、高いか安いかということですがけれども、民間のランダムに抽出しまして、その従業者がどのくらいの給与の金額があるかということを経年調査しまして、人事院が国に勧告します。この勧告というのも人事院というのは、やはり民間と違いまして、労働者と使用者というそういうものがない労働争議が禁止、制限されているという代償で第三者機関の人事院が国家公務員、国に勧告してそれを保証しているので、地方公務員は先程総務課長申し上げましたが国家公務員、国の動向に合わせて地方公務員の給与を決定するという事になりますから、そんな意味では、高いのか低いのかということになりますと、地元での話がありますが、地元との均衡は我々人事委員会持っておりませんので、管内で公平委員会でその辺の事をやっておりますので、我々は人事院給与に対して勧告する組織がありません。

ですから国の給与勧告を、そのまま我々の給与に反映するという事です。その給与は高いのか低いのかと云ったら妥当だと、制度からいいますと1年遅れですので、去年の景気動向が給与に反映して、それがまた更に1年後に我々に反映するという事になりますから、民間の給与はちょっと時間差ですけども、我々の給与には反映されていると思います。

そんなことで、我々の本町独自で給与が高いあるいは低いのか判断して、それを上げるまたは下げると云うことが、今までの経過で行きますと非常に難しいと思います。ですから公務員そのものが既に法律で規定されておりますので、それを乗り越えるのは非常に厳しいものがありますということなんです。

したがって公務員が公務員の給与が少ないということについて、我々は上げれば国に働きかけられませんので、民間の方々が地方公務員の給与は低いから国に意見書でも出すというようなことについては、それは可能かも知れませんが、法律改正に至

るかかどうかということについては、全国の問題なので全国の市町村皆同じような状況でするので厳しいということでは申し上げられません。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○1 番（加藤弘二君） 世間では、地方公務員も国家公務員も給与が高いから良いよねというのが合言葉になっております、ところが今聞いてみたら大変ですよ。彼女とデートも出来ないでしょう。割り勘でないと付き合えないというような感じもあって、ここまで下がってきたのかと感じております。それで色々聞いてみたいのですが、高校卒業の場合と大学卒の場合の時間給、給与は聞きましたから時間給は幾らなのかというのは計算されておりますか。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（佐藤佳信君） お答えします。まず高校卒で現在、月額14万2,100円ですけれども、時間給にすると909円でございます。大卒で1,115円となっております。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○1 番（加藤弘二君） 今最低賃金で時給1,000円、誰もが1,000円というのが労働者の間の希望であります。普通の勤務ではそうですけれども、土曜、日曜、祭日の場合の時間給は土曜、日曜、祭日の場合の1日の給与でも良いのですが、通常の勤務と比べて何割増しかになっているのですか。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（佐藤佳信君） 土曜、日曜ですけれども、時間外勤務手当ということでございます。平日の関係でございますが、正規の勤務時間以外ですが、終了後22時までは100分の125、22時から次の日の朝5時までは100分の150、6時から始業時までは100分の125、これが月曜から金曜の単価となっております。

土曜、日曜の勤務の日でございますけれども、5時から22時までは100分の135、22時から次の日の5時までが100分の160となっております。

次に祝日、年末年始、休日勤務でございます。それは22時まで100分の135です。22時から次の日の朝5時までは100分の160、5時から100分の135という率となっております。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○1 番（加藤弘二君） 何故こういう質問をするのかというと、土曜、日曜、宿直でも

日直でもやれば幾ら上積みになるんだということから質問させていただいて、幾らでも賃金を上げていくには、休日まで勤めなければやっていけないという、私も若い時にはそういうのを狙っていたものですが、そういう訳で次に有給休暇ですが、公務員の場合年間20日間使っていないのは翌年に延びまして上積みされて、最高でも40日間という有給休暇が昔からそうだと思うのですが、現在もそうですか。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（佐藤佳信君） この有給休暇につきましては、変わってございません。

ただ、以前ですと期間が1月から12月までだったのですが、今4月～3月の年度での日数計算となっております。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○1番（加藤弘二君） その次ですけれども、病欠これは有給休暇とは別に傷病休暇としてあると思うのですが、年間何日まで取れることになっていきますか。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（佐藤佳信君） 病気休暇でございますけれども、事由につきましては、3項目に分かれています。まず公務上の負傷または疾病でございますけれども、それにつきましては、期間がその療養日数と認める期間となっております。

2点目に結核性疾患、高血圧症、動脈硬化、心臓疾患、慢性脳疾患等につきましては、1年を超えない範囲以内で、その療養の必要と認める期間、但し精神病につきましては、統一期間で1年を超えない範囲となっております。それ以外の負傷または疾病につきましては、90日を超えない範囲でその療養に必要と認める期間というふうになってございます。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○1番（加藤弘二君） こういう勤務にかかわる問題で、他にまだいっぱいあると思います。公務員である役場が労働基準法に基づいて、この様な形で勤務がきちんとなされているかどうかというのは、とても大事な事でありまして、これは働いている人たちの健康維持のためにも、こうやって設けられている訳ですから、これをきちんと履行していただきたいと、それが何れ浜中町でいろんなところで働いている人たちの農民でも、漁民でも自分たちの暮らしは公務員に比べてどれだけ保障されているのかと。自由に働けるという部分もある訳ですが、働くことに関しては同じなので健康で文化的な生活ができると、そういうことをきちんと保障してもらおう上で、役場の職員の労働環境

というのは働く全ての人たちの鏡になると思いますので、私は是非実行していただきたいと思います。

次に行きます。次の問題ですが、役場職員にかなり勉強していただきたいという問題です。何故こういう質問をするかといいますと、浜中町には相談する専門家が居ないんです。弁護士さんや司法書士さんが居りません。ですから何かにぶち当たった時に条例ではこうなっております。条例でこうなっているのです、それ以上のことはできませんと言って断って終わる場合がかなり多いんです。

例えばそこに書いた一例として、お父さんが障害者で、昆布採りしているけれども非課税の世帯だと、本当に不自由な体で昆布を採って生活している。そこに都会に出ている息子が自分はやはり漁師をやりたいと戻ってきました。昆布の時期は一緒に昆布採りする訳です。その他に昆布が終わったら建設会社に行ったりシシャモに行ったり、それで賃金を得て93万円以上出たらこれは課税世帯に課税者になるんです。

息子が跡を継いでやると、障害者のお父さんを助けようと思って帰って来たら93万円以上働いてしまって、その家庭全体が課税世帯になっちゃいました。障害のお父さんは突然初診療580円、歯医者に行ったら510円だけで済んだものが、通院したら1割負担が掛かってどうしてこうなったんだと不満がある訳ですよ。おまけに内臓疾患がありまして、入院して手術をしまして大変です。こうした場合に若者が1人帰って来たことによって、課税になった為に3人家族そのもの全体が課税世帯になって医療費も負担になると、何とかしてくれよと言っても条例がこうなっているのです、どうしようもありませんというのが役場の答えです。

これは状況を聞いたら手術もしてお金もかかって、今までかからなかった最高限度額が4万4,000円毎月かかるようになったと、これでは困るのでそういう条例があったにしても、最後に附則をつけて付け加えて特別な場合に限り課税世帯を3年間猶予しますみたいな項目が少しでもあれば、3年間の内に帰って来た息子は昆布採りの研修を一生懸命やって、例えそこが課税世帯になっても十分医療費も払って行けるようなそういう再生ができる収入になると思のです。そういうのを付け加えるというのは、私は担当課として要求して、条例を作って対応していくということは是非やってもらいたいと思うのですがいかがでしょう。

○議長（波岡玄智君） 町民課長。

○町民課長（渡部直人君） 一例のお話は、重度心身障害者医療費助成制度の内容に対

する窓口対応の部分に関係するので、私の方からお話をさせていただきます。

議員おっしゃったとおり窓口対応としましては、条例規則規定その他医療関係法に基づいて制度内容の理解を住民の方に求めております。現実的に先程のようなケースは、今まで非課税だった世帯に課税の息子さんという場合じゃなくて、例えばお嫁さんが入ってきた場合もありますけれども、そういった場合等も含めて、その世帯の収入も含めて世帯上の判定は課税世帯となって負担をいただくような形になります。

これは社会保障制度で全般言えることですが、能力に応じた負担を求め公正で公平にその制度を運用するということが基本としております。当町の重度心身障害者医療制度につきましても、北海道の医療給付事業の対象ですが、これをベースに対応させてもらっております。窓口では一応そういった部分の状況を踏まえて説明させていただくのですが、やはり今度から増えるという形になって、今まで殆ど初診時一部負担金で済んでいたものが、条例負担になると重くなるのは理解しますが、給付事業自体で本来は3割負担いただかなければならないものが、2割の助成を町としてはしています。これは動かしようのない事実ですので、ご理解いただきたいと思いません。

その後、その猶予期間の規定の関係ですが、やはりUターンという部分はどういう部分でUターンなのかとか、先程言ったような逆に結婚してお嫁さんが増えてそれによって課税世帯になるというような部分もありますので、制度上のベースの附則で特定するのは非常に難しいことであると思うので、現実的には無理かと思いません。

制度の趣旨としては、あくまでも障害者の方の福利厚生という部分で医療費助成制度を基に病院に掛かって治していただく、ただ該当になっていることによって、一定の助成を受けているのも事実ですので、その辺はご理解いただきたいと思いません。Uターンとかの対策については、別の事業の助成とか支援という形でやるべきと医療給付の担当では考えておりますので、ご理解いただきたいと思いません。

○議長（波岡玄智君） この際、暫時休憩します。

(休憩 午前 11時59分)

(再開 午後 1時00分)

○議長（波岡玄智君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。次の通告者。

9番川村議員。

○9番(川村義春君) それでは通告順に従い、一般質問をさせていただきます。

初めに、松本町長2期目に向けた思いは、についてであります。平成23年10月11日町長選挙が告示され、松本新町長が誕生いたしました。松本町政1期4年間を振り返っての感想を伺いたいと思います。

合わせて2期目に向けて、8月6日開かれた後援会の会合で再出馬を表明されております。マスコミの取材に対し第一次産業の振興と、商工業の振興、災害に強いまちづくりが公約の柱になると報道されました。9月29日の町長告示まで1ヵ月を切っておりますけれども、どのようなまちづくりを目指していくのか。その強い思いを伺って参りたいと思います。町長よろしく申し上げます。

○議長(波岡玄智君) 町長。

○町長(松本博君) 4年間を振り返っての感想はということで議員のご質問について少々お時間をいただきますが、申し上げさせていただきます。

私は平成23年10月町長に就任し、地域を支える地場産業の振興と災害に強いまちづくりを掲げ様々な行政課題を解決するべく、町民の皆さまとの協働によるまちづくりを目指して参りました。私が就任した当時は、同の3月11日に発生した東日本大震災により、本町の漁業関連施設等が被害を受けその復旧、復興に対応する中、1期目がスタートしたことを思い出します。

初めに本町の経済を牽引している農業、漁業の一次産業の振興に関してであります。農業におきましては、国の農業施策が大きく見直されるとともに、TPPという問題が背景にある中、日本の食糧生産基地として重要な役割を担う本町の農業がより足腰の強いものになるよう関係団体への支援や経営基盤強化のための支援を行うとともに、生産期間の整備に力を注いで参りました。

漁業におきましては、輸入水産物等による漁価安や、自然状況の低迷など課題は山積している中、資源回復の為の漁場関係や港湾漁港を含めた水産関連施設の整備、漁家の経営安定に向けた支援などを進めてまいりました。そして漁業と農業と共通した課題と致しましては、従事する方々の高齢化が進んでいると共に、将来を支える後継者が不足していることは、私にとって非常に大きな課題であると認識しているところであります。

商工業におきましては、消費購買力の流出や農・漁業と同様後継者不足などその取り巻く経営環境が非常に厳しい中、経営安定に向けた支援制度とともに、商工会が行うプレミアム商品券などの地域活性化促進事業に支援をして参りました。そのような中、農

畜産物の付加価値向上とともに、浜中ブランドの特産品開発、新たな雇用促進の取組みが本町の課題であると思っております。

観光におきましては、本町の魅力ある環境を活かした振興を図るとともに、特にこの間本町の出身者であるモンキーパンチこと加藤勝彦氏のご協力をいただき、道の地域再生加速事業を活用しながら、ルパン三世による地域活性化の為の事業を展開する足掛かりを作ることができました。本町はその優れた観光資源に溢れておりますので、それをどう活かせるかが今後のテーマであろうと考えております。

次に福祉についてであります。本町は既に少子高齢化時代に突入しております。それが生産年齢人口の減少という課題に直結しております。そのような中、私は町民の皆さんが安心して生活できる環境づくりに配慮して参りました。特に高齢者につきましては、生きがいを持って安心して暮らすことの出来るよう、様々な福祉サービスの内容充実を図って参りました。

子育て世代の方々につきましては、平成19年度より開始した乳幼児等医療助成を始め地方創生交付金を活用した保育料の一部助成など、子どもを育てる皆様が少しでも負担軽減となるような取組みを行って参りました。

現在、地方創生が盛んに謳われておりますけれども、本町の人口減少に歯止めを掛ける一つの方策として、私は働きながら本町の将来を担う子ども達を産み育てる世代をしっかり支援していくことが重要であると思っております。何れに致しましても、町民の皆さんが心身ともに健やかで安心した生活を送ることが出来るよう、福祉全般の充実を図って行かなければなりません。

教育の関係でございますが、平成23年度末から町内の小中学校が計6校閉校しました。これまで地域のシンボルであった学校が閉校するという事は、町にとりましても非常に残念な出来事であった訳でございます。私は将来を担う本町の児童生徒が安心安全な学校生活を送ることが出来るよう学校施設の建設や改修、通学バスの整備、運行などより良い教育環境にすべく努めてきたところでございます。

次に財政運営と総合計画についてであります。本町の財政運営は平成17年より進めてきた財政再建プランと、町民の皆様のご協力によって財政状況が次第に回復して参りました。しかしながら自主財源の大幅な増加が見込めない状況と地方交付税の減額などによって、今も尚非常に厳しい運営であることは変わりありません。そのような中、私は第5期浜中町新しいまちづくり総合計画に掲げられた事業との整合性を図り、優先す

べき必要な事業を厳選して実施して参りました。

第5期総合計画に掲げられた事業全てを、計画どおりに実施することは出来ませんが、限られた予算の中で出来る限りのことをさせていただいたと思っております。

本町の防災対策についてであります。私自身平成23年3月11日の東日本大震災を経験し特に地震や津波を含めた防災対策への認識を変えさせられました。この東日本大震災を受け私はその復旧復興に全力を注いでまいりました。同時に本町の防災対策の指針である浜中町地域防災計画の見直しを計り、第5期総合計画の実施計画にも反映しながら進めてきたところであります。

特に、この間避難道路の整備や備蓄品の整備といった事業とともに、地域の皆様のご協力を得ながら、津波防災避難訓練を毎年開催してきました。私は町民の皆さん勿論職員を含めてですが、防災に対する意識は非常に高いものと思っております。防災対策はその場所に住んでいる人が居る以上、その方々の安全を守らなければなりません。私たちにとりまして尽きることのない課題でございます。まだまだ本町の防災対策が不十分でありますけれども、私は町民一人ひとりの大切な生命と財産をしっかりと守るという自分の信念で4年間取り組んでいきたと思っております。

以上、4年間町政にかかわっての私の感想でございます。

最後になりますが、私は所信で掲げた地域産業の振興、少子高齢化対策、防災対策、教育環境の充実に精神誠意取り組んできたところでありますが、財政の健全化など依然として多くの課題を抱えております。個性豊かで活力ある浜中町の創造に向け、まちづくりに大きな力を貸していただいた町民の皆様に厚く感謝を申し上げます。告示を前にということで、その思いを伺いたいということでもあります。どのようなまちづくりを目指すかという点についてお答えします。

まちづくりの大きな指針と致しましては、第5期浜中町新しいまちづくり総合計画では命支える大地と海、自然と調和する浜中町を掲げております。私くしは、このまちづくりの将来像の実現を目指して進めて行くことが全ての基本であると考えます。

その中で人口減少に少しでも歯止めをかけ農業、漁業を中心に町内における生産人口をしっかりと確保するため、将来に亘り誰もが安心して就労出来る環境を構築していく必要があると思っております。私は、今後のまちづくりに大きな柱として、次の3つを考えております。

1つ目は地域を支える魅力ある地場産業の振興であります。先程もお話しましたが、

本町の地域経済を支えているのは農業、漁業の第一次産業であり、本町の将来はこの基幹産業の発展、繁栄に委ねられていると言っても過言ではありません。私は生産者が経営を安定させるため支援や生産基盤の整備を行っていくのは勿論のこと、基幹産業の担い手と後継者を確保することが重要課題と認識しているところでございます。将来に亘って、如何に魅力ある仕事として従事してもらえるかということを考えて行かなければなりません。

また、本町から生み出される生産素材、特産品等について如何に付加価値を高めていくか、その魅力をどう発信していくかも今後の大きな課題であります。物を作るとともに物を売るという点をより重視して行く必要があると思っております。

2つ目として、特に若い世代が安心して働きながら、子育てできる環境づくりの推進であります。これまで本町の様々な子育て支援の充実に努めてきたところでございますが、就労している皆様が安心して出産、子育てのできる環境づくりをもっと進めていかなければなりません。その為には出産、乳幼時期からの福祉、教育面での支援を充実させると共に、町内において魅力ある雇用の場の創出を図っていくことが必要です。

そして本町に生まれ育った子ども達が、将来に亘って浜中町で働きたい、そうしたいと思っただけのような魅力ある町を作って行きたいと考えております。

3つ目として、町の一人ひとりの安全な暮らしを守る災害に強いまちづくりであります。何よりも町民の皆さんに安心を実感しながら、日々働き暮らしていただくためにも様々な災害から命を守り安全な生活の確保に努めていかなければなりません。町民一人ひとりの生命と財産を守ること、それは私の強い思いであります。これまで進めてきた防災対策を検証しつつ、今後もハード面、ソフト面で連携のとれた防災対策を推進し、どんな災害にも揺るがない強靱な浜中町を目指して参りたいと考えております。

以上、大きな柱をお話しました。これは今年度の町政執行方針でもあります。命支える大地と海によって生まれた農業、漁業をしっかりと支え時代を担う世代に引き継いでいくことと、町民一人ひとりの大切な命を守っていくことを軸に、地域全体が活気に溢れ誰もが誇れる、希望に満ちた浜中町の創造を目指したまちづくりを進めていきたいと考えているところでございます。以上であります。

○議長(波岡玄智君) 川村議員。

○9番(川村義春君) 松本町政1期4年を振り返っての感想を伺いました。町政執行の基本は町民との協同による開かれたまちづくりであり、町財政の健全化と本町の誇る

農・漁業の振興を図ること、町民すべてが安心して暮らせるよう危機管理対策を講ずることよっての災害に強いまちづくりを目指して来たことや、子育て支援、教育環境の整備等にも意を用いてこられたことなどが述べられております。

多くの課題がある中で、私が印象に残っているものは事務事業の見直しであります。慣例にとらわれない組織機構の見直しとして、主幹の職務を無くした大課制の廃止や職員の理解と町民の合意により成し得た財政再建、これの再建プランの推進による財政健全化比率の大幅な改善が図られたこと。

更には、町の将来を決定づけるものと位置づけて進めてきた、一次産業の振興やルパン三世による地域活性化プロジェクトの推進、防災対策など現実を踏まえた政策を展開されたこの4年間の仕事ぶりは高く評価されると感じております。

私は平成23年就任当時の町政執行の所信の基本的な姿勢から、24年、25年、26年、27年に亘っての町政執行方針これらを全て抽出してみました。それを見ますと、今町長が言われたとおり、その事業に果敢に挑戦してきたんだなということが良く解ります。

そんなことで2期目に向けての話になりますけれども、後段、町長から3つの視点での話がありました。これは4年間やってきた感想に加えて、これは変わらないということで発言があったと思う訳でありますけれども、地場産業の振興、基幹産業の振興ということで後継者の確保、特産品の開発等も課題だという話。

それから2つ目は若い世代が安心して働ける環境づくり、出産から幼児教育をしっかりしていく。

それから3つ目は、町民一人ひとりが安心して働き暮らし続けるまちづくりということで、防災対策も含めて今後のまちづくりについてのお話がされたところであります。私は2期目に向けて、今後も目指す方向は同じであると確信をしていますので、これまでの4年間の経験と実績を財産にして、自信を持って町政執行の先頭に立っていただきたいと思っております。

改めて、それに対する決意の程を町長からお聞かせいただければありがたいと、この様に思っておりますので、よろしく願いをしたいと思っております。

○議長(波岡玄智君) 町長。

○町長(松本博君) 多くのことと言いますと、執行方針がこの間大きく私の方針として掲げてきました。ですから今日言った事も執行方針です。ただ感想としまして、決し

て私が1人でやってきたのではなくて、今ここに居る人含めて下にいる職員も含めて、全体でまちづくりを応援して手伝ってくれて、ここまで来たと思っております。

特に一番大きかったのは3.11だったと思います。3.11を受けてこの間まちづくりが少し変わってきましたし、総合計画にも影響を受けました。ただその中で今居る職員も含めて、今後とも第一次産業をしっかり支える、これはうちの町の産業ですから、ここをしっかり大事に進めて、これから福祉そして災害も含めて職員一丸となって、またこれからやらないといけないと思っております。

ただ、これは選挙前ですから、本当のことになってくると詳しい話は告示になってからだと思っておりますけれども、是非こんなことを今まで作っている執行方針を中心にこれからも進めていきたいと、そしてまた多くの意見を聞いて協働のまちづくりを進めていきたいと思っておりますので宜しくお願い致します。

○議長(波岡玄智君) 川村議員。

○9番(川村義春君) 今の決意をお聞かせいただきました。そういった気持ちで、是非29日の告示日を迎えていただきたいとこの様に思いますので、頑張ってくださいと思います。

次の質問に入らせていただきます。行政改革大綱の策定はであります、行政改革大綱は平成8年度から3ヵ年毎に策定され、平成27年度から3ヵ年の第7次計画が本年度からスタートする訳ですが、その策定はどういうふうになっているのでしょうか。

その策定にあたる基本柱3点程あったと思いますが、改めて伺っておきたいと思えます。また関連しての話ですけれども、行革大綱の中に財政再建プランが今まであった訳ですが、これは平成17年度から10ヵ年計画で本年度で終了ということで、前期5ヵ年については、広報誌等で公表されておりますけれども、後期の5年間これについては先の質問では、今年度中に公表するという事ですので、月的に今年度中ということであれば3月末がそうなのかなと思うのですけれども、出来るだけ早い時期に作って公表していただければと、それによってはまだ積み残しなんかもあるのかと思っておりますので、その辺をまず先にお聞かせいただきたいと思えます。

○議長(波岡玄智君) 総務課長。

○総務課長(佐藤佳信君) お答えいたします。行政改革大綱でございますけれども、第一次を平成8年度から平成10年度までといたしまして、以後3ヵ年毎に第6次が平成26年度で終了しております。

第7次の行政改革大綱につきましては、議員お話のとおり今年度からスタートということでございますけれども、現在、素案を取りまとめ中でありまして、今後、浜中町行政改革推進委員会の方へ諮問致しまして、審議をいただきとり進めていきたいということでございます。

また公共サービスの方の期待はますます高まることが予想されますので、第1次から第6次までの方針をしっかりと継承しまして、引き続き行政運営の効率化の追求、住民自治の確立、それと財政の健全化を柱として進めて参りたいと考えてございます。平成17年度から26年度までの10ヵ年計画となっております、昨年度終了しております。

この検証公表につきましては、平成17年度から、平成21年度までの前期5ヵ年につきましては、平成23年3月号の町広報でお知らせしております。平成22年度から平成26年度までの後期5ヵ年につきましては、昨年3月の定例会でもお話してはいますが、今年度中に公表するというところでございました。

今般、平成26年度の決算もまとまりましたので、22年度から26年度までの後期5ヵ年の検証も済みまして、来年の3月までには町広報の方で皆様にお知らせしたいと考えております。

なお、この財政再建プランの検証でございますけれども、今まさに各課の方に資料等の提供を求めているところでございます。以上でございます。

○議長(波岡玄智君) 川村議員。

○9番(川村義春君) 総務課長から詳しくご説明がありました。今まとめて行政改革諮問委員会に掛けて、その後に公表するというので、これについては議員の方に配布される事になるのかどうか、その辺をお聞かせいただきたいと思っております。

それから基本指針でありますけれども、私が認識していたのは、1つ目は住民福祉の向上と災害に強いまちづくりに向けた事務事業の見直し。

2つ目が多様なニーズに迅速に対応できる職員の意識改革。

3つ目が財政の健全化というふうには押さえておりました。

財政再建プランについては、財政状況の好転の兆しが見えてきたことよって、健全化の4つの指標。赤字比率、実質赤字比率、実質公債比率、将来負担比率は全てクリアされているということから、今後も現計画を踏襲しながら計画的な財政運営に努めていくということで、財政再建プランについては策定しないという方針を持たれております。

私は、再建プランがプラン・ドゥー・チェックということで検証をしていく訳ですが、まだ実施されてない未執行の部分とか検討を加えるべきものが、まだ残っているというふうに認識をしております。それで新たな28年以降の再建プランを策定しないけれども、未決着の事務事業等について、今回つくる行政改革大綱に継承して推進していきますよという答えも前にあったようなことで記憶しておりますが、そのように今回つくる行政改革大綱に継承していくというふうに理解して良いかどうかを、確認しておきたいと思います。

○議長(波岡玄智君) 総務課長。

○総務課長(佐藤佳信君) 行政改革大綱ずっと継続してやってきております。その中で懸案事項と申しますか解決したい部分もありますので、それらも含めまして、これから始まります、第7次の行政改革大綱の中で取り入れて行きたいということで考えております。大綱がまとまりましたら、議員の皆さん方にもお伺いしたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長(波岡玄智君) 川村議員。

○9番(川村義春君) 行政改革大綱については確実に進めていただきたいと、特に財政の健全化に関しては、やっぱり本当に慎重に対応していかなければ町の将来方向、お金がたくさんある訳ではありませんから事務事業の見直しだとか、少しでも効率的な財政運営をして行く為の見直しというのは、逐一図れるべきだというふうに思っておりますので、そのような考え方を頭に置きながら、しっかりと進めていただきたいということをお願いしておきたいと思います。

では次の質問に入らせていただきます。最後の質問でありますけれども、老朽化著しい琵琶瀬木道の全面改修について質問いたします。町の観光資源として広く全国にPRされている霧多布湿原の景観や、野草を楽しむ旅行者が四季を通じて訪れております。

その湿原の草花を身近に見て楽しめる場所が琵琶瀬木道でございます。今年も多くの湿原ファンがこの木道を利用されておりますが、高床式木道の床板が腐食によって抜け落ちた所が数ヵ所見受けられております。即部分的に補修していると言われておりますが、相当、危険な状態にあると私は感じております。原課はさておき、町理事者は現場をどのような形で確認されているでしょうか。私は平成26年3月と9月の定例会で協働の町づくりの一環として、NPO法人霧多布湿原ナショナルトラストがこの木道の改修案を提案した経緯を質問しております。

その後、財源確保に努めるとか色々言われてきましたけれども、9月時点では財政的に厳しいので、補修の予算を計上しますよというような話もありましたけれども、その検討結果どうであったのかも併せて聞きたいと思います。公共施設でありますから、事故が起きてからでは遅いと思います。またあるのに利用させないというのも、どうかと思いますので、来年のイベントであるうまいもん市、エゾカンゾウが咲く時期までに全面改修する考えはないのか。この辺をまずお聞きをしておきたいと思います。

○議長(波岡玄智君) 商工観光課長。

○商工観光課長(海道政俊君) ただいまの質問にお答えします。理事者には私が現場に行きまして、破損した場所の写真を渡しまして確認していただいております。

またステンの釘が出ているとか、木道の床盤の勾配の件については、口頭で報告しております。

2つ目の質問ですけれども平成26年3月と9月の定例会で、議員から協働のまちづくりの一環として、琵琶瀬木道の改修案が提案されておりました。当初予算では原課ではっきりした算出根拠がなく計上が出来ませんでした。その為、今年度については原材料として予算措置をしていただきまして対応しております。また、原課はできるだけ現場に足を運び確認するようにしております。

またナショナルトラストの協力も得ながら、現在、早急に補修対応に当たっているところであります。更に現在、確保に向け引き続き補助制度も模索をしているところであります。

最後ですが、琵琶瀬木道については、設置21年が経過しております。議員が言われました腐食が相当酷く、年々破損箇所が広くなり危険な状態も確認しております。この琵琶瀬木道は町が管理主体ですので町が責任を持って、今後、観光客の安全を第一に考え全面改修に向け提案されている工法がどうなのかその辺も含め、また積算根拠等も踏まえて内部で検討して参りたいと思っております。以上でございます。

○議長(波岡玄智君) 川村議員。

○9番(川村義春君) 原課としては、非常に危険であって改修が必要だという認識にあるようでございます。全面改修に向けて内部検討したいというのが、率直の意見だろうと思います。これまでの経過について、若干私の方から触れてみたいと思うのですが、今課長から言われているように、琵琶瀬木道については、平成6年度に設置されまして21年経過されていると、老朽化によって全面改修するべき時期が来ていると

ということから、平成25年度に協働の町づくりの一環として、改修費が比較的安く済む工法を町の担当課に提案をしたと私は聞いております。そのことを26年度3月議会にも詳しく説明をしておりますけれども、厳しい財政事情から、先程言いましたけれども、当面補修で対応という、これは9月議会でもそういうことであります。

本年度は、修繕料の予算計上となっておりますけれども、6月に入ってからこの木道が腐食によって床板が数枚抜けて数ヵ所に抜け落ちていることが、利用者の通報で判明しておりまして、数日間使わせない措置を取って補修をしたとのことでございます。

町長は現況を担当課長から写真等で確認済みと伺いましたので、危険な構造物であり万が一、事故が発生した場合、町の管理瑕疵となって賠償責任が生じる他、滞在型観光を目指す町としてのイメージダウンにも繋がり兼ねない、こんなことから速急に改修ということであります。26年の3月議会あるいは6月議会に出てきたのは、最初は同じような形で復旧するとなれば9,000万円、それが6,000万円くらいお金がかかるのではという話でしたけれども、私どもがとった25年度の見積もりですけれども、消費税を入れて1,600万円くらいで済みそうだという内容のものでございます。

そういうことで、NPO法人から提案された工事方法を最低基準に設計積算をしてみても、どのくらい本当に掛かるのか、道の単価歩掛り、町が発注する訳ですから道単価に置き換えてみると、1,600万円では済まないのかなという感じはしておりますけれども、一度、設計積算をして次年度の早い時期に全面改修するような予算措置をすることで、来期のうまいもん市には間に合わせることは出来るのではないかと考えておりますので、最後になりますので、町長から見解を聞いて終わりにしたいと思っておりますが、不満であれば再質問いたしますので、よろしく申し上げます。

○議長(波岡玄智君) 町長。

○町長(松本博君) ご質問にお答えします。26年の3月更には9月の議会の中でこのことの質問がありました。その答弁にしても確認してはございますけれども、あくまでも財政の関係、お金の関係、事業費の関係も含めて困っているんだというお話をさせてもらってました。そんな意味からすると検討の対応は若干悪かったと思っております。

これは私どもの方ですけれども、そのことを含めて、そしてその対応をする為に補修で賄うと言ったらおかしいですけれども、そういう方向で答えを出して、今年度もその対応で今日まで来ているというのも事実であります。先程話されましたけれども、果たして補修だけで何十年も経ったものが対応できるかと言ったら、大変難しい課題だと思

っています。今回この事を議論して原課からもしっかりやらせてくれということでも言われています。

検討をしっかりするという、更にはトラストから出てきた改修案それも含めてしっかり検討する、積極的に検討するという、今そういう決意でいますので、私もそのことも受けて検討結果を聞いて、その他、議員言われました要望、来年の何時までというお話ありましたけれども、それに間に合うような方向も含めて積極的に前向きに検討していきたいと思っています。

ただ、あくまでもこれから検討して絶対やるというふうには言えませんので、その分も含めて、しっかり原課も町長もやらなければいけないと思っております。以上です。

○議長(波岡玄智君) 川村議員。

○9番(川村義春君) 積極的に前向きに検討するというごさいます。これは町の財産であって本当に大事な観光資源であると思っておりますので、原課と財政当局、町長が知恵を出し合って予算付けがされるということを希望しているのですが、新年度で町長ははっきりしたことは言えないと言っておりますが、そういう方向でいるということでもう一度その辺だけ聞いて終わりたいと思っております。

○議長(波岡玄智君) 町長。

○町長(松本博君) その決意で行きたいと思っています。議決出来る予算提案ができるような方向で持っていきたいと思っています。

今までの対応が悪かったかなと、もう少し修繕だけではなく、そのことを含めて原課と詰めてやって行きたいと思っております。以上です。

○議長(波岡玄智君) 5番秋森議員。

○5番(秋森新二君) この度の町長選、松本町長には2期目の出馬決断をいただきました。心から感謝申し上げたいと思っております。少し早い話ではありますが、厳しい財政状況の中ではありますが、漁業に身を置く者として、漁業振興に一層のご協力をいただきたいと思っております。

また災害に強いまちづくりは命を守るということにあります。その拠点となる防災庁舎を、この霧多布の地に松本町長の手で建設をしていただきたいと思います。職務がら激務だと思います。どうぞくれぐれも健康に留意されましてお願いをしたいと思います。

それでは有機性廃棄物処理のためのセンター建設について質問させていただきます。財政難ということではありますが、切迫した漁業環境にある現状をお話させていただきご

理解を得たいと思っております。

この度の厚岸町有機資源堆肥センターの視察をさせていただきました。一次産業の町に必要な施設として受け止めて参りました。水産加工廃棄物の中で、うに加工から出るうに殻の処理の心配をしていましたが、今は酪農の方々が利用されているということで、安心をしております。昔も今もということになりますか、漁業者を悩ませているのがヒトデであります。繁殖力、生産力が強く厄介な生物です。まさに漁業の天敵であります。

私たちの組合では、アサリ資源を守るために湖内から年間3トン程の駆徐をしております。浜中町の最終処分場で処理をしていただいておりますが、処分場の処理もこれが限界というお話を伺っております。当然、沖合漁場には広く分布をしております。つぶかご漁業が良好としていた漁場水深50メートルから60メートル付近は、ヒトデの為荒廃し、利用度が少なくなり今は80メートルから120メートルの漁場に替わっております。

但し、この漁場は底引き漁業の操業海域ですのでトラブルを避ける為に、期間をずらし6月から7月の2ヵ月の操業となっております。私たちの地区の稼働漁船は16隻であります。つぶかご、毛ガニかごにヒトデは入るのです。しかし持って来られませんから当然、海中投棄ということになります。ということは自ずと漁場が荒廃をしていくという事に繋がります。

厚岸漁協では、13年から稼働した堆肥センターに多い時で176トンの搬入があります。漁場は繋がっており、私たち漁業者も一緒に駆徐をして行かなければならない責任も感じております。この様な実情から堆肥センターの建設と合わせて、当面、厚岸町の施設を利用させて頂くことができないか、ご検討をいただきたいと思っております。

よろしく願いをいたします。

○議長(波岡玄智君) 農林課長。

○農林課長(藤山巧君) 議員のご質問にありました、厚岸町の有機資源センター、厚岸町の育成牧場の中に建設されていて、糞尿を利用しながらということでございますので、私の方から当町の酪農における家畜糞尿の現状について、お話させていただきたいと思えます。

酪農経営において、発生する家畜糞尿は牧草地への有機質資源として、これまでの有効活用を図ってきたところでもあります。こうした中で、平成13年度から始まった国営環境保全型かんがい排水事業による、ご存知のように農業の生産性の向上と合わせ環境

への負荷の軽減にも配慮した事業として、平成23年に誕生したところであります。

この酪農経営で発生する家畜ふん尿を有機肥料として、牧草地に還元することによって、効率的に利用しながら循環型の酪農を確立していきたくというところであります。現在、浜中町酪農技術センターでの土壌分析などにに基づき、適正な施肥計画、施肥管理の元で発生した糞尿を農家個々において、牧草地へ散布し有効活用を図って来ているところであります。

また議員おっしゃられました、厚岸町の有機資源堆肥センターの現状について、少し申し上げますと、本施設は町営牧場内に設置されている施設ということで、その牧場から発生する家畜糞尿にヒトデや、その他の有機物を混ぜて堆肥を作り、それを有機肥料として牧場での管理している牧草地に利用しているというようなことであります。

当町の場合、前段で申し上げましたとおり、各農場において発生した糞尿の殆どを使って、それぞれの農場において牧草地へ還元することで現状においては、家畜糞尿が十分有効に活用はされているということで考えております。

○議長(波岡玄智君) 町民課長。

○町民課長(渡部直人君) 町民課からは、廃棄物の方の視点からヒトデの関係でお話させていただきます。

初めにヒトデの最終処分場での受入状況についてご説明いたします。ヒトデは事業系の一般廃棄物であり産業廃棄物とは異なります。平成26年度実績で、散布漁協分で1.2トン、浜中漁協分で8.5トンの合計で9.7トン受入しております。

次に最終処分場の状況ですが、現在、浜中町一般廃棄物処理基本計画に基づいて、平成34年度まではゴミの排出抑制、減量化を行いながら浸出水を下水道に接続しながら処理し、残容量を確保しながら延命化を図ろうとしております。最終処分場のヒトデを含む事業系の一般廃棄物の受入については、現行の処理量で事業所の方に排出抑制の協力をいただいているところです。

散布漁協さんからの分では、湖内からの処理ということでアサリの斃死の分と合わせて毎年受け入れの方をさせていただいております。

次に、厚岸町のこれまでの取組みの部分ですけれども、先程、農林課長がやっている分と重複する部分がありますけれども、厚岸町では町内から出るゴミを有効利用しゴミ0を目標とした、厚岸型0ミッション、まちづくりの一環として町営牧場内に厚岸町有機資源堆肥センターを建設し、平成13年4月から稼働開始し町営牧場内の草地へ還元

し利用しているとお聞きしております。

浜中町においては、各農家で家畜糞尿を堆肥化し、十分有効利用が図られている現状であることですので、既に循環型酪農が確立されている状況にあります。厚岸町と同様の堆肥センターの建設となりますと、堆肥の材料となる糞尿を当町の酪農家で処理されている現状で、糞尿を確保することができるのか、また出来上がった堆肥利用をどうするのか。また有機資源を堆肥化するまでの仕組みづくりをどうするのか等々の課題がありますので、厚岸町との同等の堆肥センターの建設は現状ではかなり難しいと考えております。

次に、有機肥料センターを利用させていただけないか検討をということですが、厚岸町内から排出される有機資源のヒトデ、ウニなら加工場からの魚の残滓等を町牧場内で排出される糞尿と合わせて堆肥化している、自分のところで利用しているということですので、これは厚岸町において町内の有機資源物を資源循環型まちづくり事業の中で実施している事業とお聞きしております。他の町の有機資源ヒトデ等を有機資源堆肥センターの利用は想定していないかというふうに考えます。仮に受入れるとしても、厚岸町の堆肥センターが資源としてヒトデ等を買わなければならない状況に法律的には、そうなるのかと思いますので、またそれと合わせて一般廃棄物の利用については、受入自治体との協議も必要になってくるのかなと思っております。具体的な方策等を私共も厚岸町とは電話等の照会だけで終わっておりますので、現時点での判断は難しいかと思っております。

以上です。

○議長(波岡玄智君) 秋森議員。

○5番(秋森新二君) せめて水産から出る廃棄物、ヒトデも含めてそうですけれどもどうか当地区でセンター建設が無理とすれば、せめて何とか隣接の厚岸ですから、そこを利用させていただくそういう解決方法を見出して欲しいと思っております。

なければ先程も申しましたように我々の生活する海が荒廃して行きますので、その辺を良くご理解をいただきお願いをしたいと思います。

それでは滞在型観光を目指しホテル誘致をということでご質問をさせていただきます。琵琶瀬展望台から見る、太平洋と蛇行する川を囲む広大な霧多布湿原に感動と心の癒しを覚える方も多いかと思います。6日に霧多布岬まつりに来た歌手も、この景色に驚いておりました。四季折々の顔を持ち他に類を見ない景勝地かと思っております。花の霧多

布湿原を初め、見所の多いこの浜中町道立自然公園と言われる所以でもあります。各都道府県面積に占める自然、植生の面積の割合は、全国平均19%という中で北海道は48.7%で全国1位であります。

しかし残されている森は、浜中町を初め人口林、経済林に変わってきております。その中で17ヘクタールに及ぶシロエゾマツ保護林が残されております。シロエゾマツの巨木が生い茂る豊かな自然林であります。北海道にとっても浜中町にとっても貴重な財産だと思っております。知っている町民も多いと思いますが、この保護林の紹介と観光資源として活用できないか合わせて伺いたいと思います。

○議長(波岡玄智君) 農林課長。

○農林課長(藤山巧君) ご質問の中にありました、シロエゾマツの保護林の概要につきまして、森林の方も所管しております農林課の方からお答えさせていただきます。

このシロエゾマツの保護林につきましては、北海道が管理するご質問にあります道有林であります。北海道においては議員おっしゃいましたように、特に希少価値が高く特徴的な森林群落を恒久的に保存し、その生態や成長の推移を観察して学術研究や森林施業の参考にするという目的で、この場所の区域については昭和31年にシロエゾマツ保護林ということで設定されているようであります。該当町の現状としましては、議員おっしゃいます森林面積の17ヘクタールの中に約シロエゾマツが400本、その中に、7割程の36センチ以上の大きな巨木になっているというようなところであります。

その他に、トドマツや広葉樹が区域内で1万4,000本程からなる混合した森林の群落ということであります。用途としましては、この地域、道有林は殆どですけれども、防霧保安林という形でこの区域もなっております。

保護林として設定されたこの場所ですとか、道有林に入林する場合については、通常所在近くの林道ゲート、これらが閉鎖されていることもありますので、釧路総合振興局、所管している森林室の方に入林の承認申請ですとか、そういった必要な箇所となっております。概要としましては、以上のようなことになっております。

○議長(波岡玄智君) 商工観光課長。

○商工観光課長(海道政俊君) 観光として利用できないかということですが、先段で農林課長から概要説明がありましたけれども、入林するのにもこの場所は道幅が狭いとか、エコツアーとしてどういう商品メニューを作るか、そして熊の出没ですか、そういう情報も入っていますので、そういう危険性があることから少し商品を作るのに

は厳しい状況かと思っております。以上でございます。

○議長(波岡玄智君) 秋森議員。

○5番(秋森新二君) 熊で話が止まったような気がしますけれども、確かに道路が狭い、商品メニューということになれば少し厳しい点もあるとは思いますが、入林に関してはさほど難しくないんです。本線に入林箱がありますからそれに名前を書いて、あとは施錠されていますから当然鍵を借り入ることですから、入林することに関しては難しくないのですが、今言った観光の方から言われた商品メニューが難しい、熊が居ます、道路が狭いといふとなかなか話が前に進まないような感じがします。照会の中に生体的観察を通じ学術研究に処する、またその他に施業の参考にするようにというようなことで、この保護林が残されている訳ですから、私は町のホームページに観光情報として全景は載せられませんが、今言った内容を紹介して、それだけの価値があると思っております。それに興味のある方また感心のある方は、1人でも2人でも浜中町に来ますので、そういうことが観光とはまた別な形で浜中町に寄与していただけるものだと思います。

ですから観光情報として、ホームページに紹介しても良いのではないかと考えております。また、この保護林から観察等も含めて今温暖化が進んでおります。森林の重要性が将来に亘り、また新たな森づくりが生まれるような気もしておりますので、是非ともこの辺も含めて活用して行くべきだと思っております。浜中町には海の幸、山の幸、豊かな食材があります。定着した観光イベント、うまいもん市、そして霧多布岬まつりと多くの来場者が浜中町の食と観光を味わっております。

そしてモンキーパンチさんのご協力で、また浜中町そして関係者の方々の努力で大きな祭典の成りつつあるルパンフェスティバルであります。そこで伺いたいと思います。今回で4回目と言われておりますが、来場者の推移と宿泊状況、そして経済効果はどうか併せて伺いたいと思います。

○議長(波岡玄智君) 商工観光課長。

○商工観光課長(海道政俊君) ルパン三世フェスティバルの集客数ですけれども、1回目のルパンフェスは3,000人の来場者を得ております。宿泊状況ですけれども、1回目は未調査でした。2回目につきましては3,500人の来場者に対しましては、宿泊状況につきましては、延べで結局連泊する人もおりますので73名です。3回目は8,000人の来場者で宿泊は延べで181名、今年4回目は7,000人の来場者で

宿泊状況につきましては、述べて284名の宿泊数です。

因みに集客数につきましては、昨年より減少していますが、3回目のフェスティバルで各産業団体の青年部が企画した産業祭&音楽祭を開催しております。それで今年はその開催がなかったのも多少減少の一つかと思っております。また宿泊の状況ですが、昨年より103名の増となっており、町内12軒の宿泊業者がありますので、その辺でも経済効果があったのかなと思っております。

それと経済効果につきましては、1回目は調査して居なかったのですが、2回目としては350万円、3回目は850万円、この度はまだ完全ではないんですけど、1,100万円の経済効果となっております。

以上でございます。

○議長(波岡玄智君) 秋森議員。

○5番(秋森新二君) ありがとうございます。

次にアンケートの実施等もあると思いますが観光地、浜中に対する観光客の要望等があればお聞かせいただきたいと思っております。

○議長(波岡玄智君) 商工観光課長。

○商工観光課長(海道政俊君) 観光客からの要望ということですが、これは浜中町の景勝地を回るのがアクセスが悪いと、また豊富な食材を提供するところが少ない、それとお土産ですね。地場産品を購入するところが少ない等の要望を聞いておりますので、今後、課題として観光協会、商工会、各産業団体と連携して、観光客に少しでも満足していただけるよう対応をしていきたいと思っております。以上です。

○議長(波岡玄智君) 秋森議員。

○5番(秋森新二君) 今の2点聞きましたが、観光客の宿泊等については、今の宿泊する場所を考えれば限界のような気がしますが、まだ余裕があるのか。

またイベントが更に日本中に浸透するようになれば、来場者も多く来る可能性もありますし、また今要望されました景勝地のアクセス、食事、お土産等がそれに応じて作られていくということになれば、明るい面もあるかと思っております。

それで3番目ですが、このイベントフェスティバルを手掛ける上で、ご苦労も多いと思っておりますが、受入れる側の悩み等があればお聞かせいただきたいと思っております。

○議長(波岡玄智君) 商工観光課長。

○商工観光課長(海道政俊君) ただいまの質問ですが、イベントにつきましては、観

光協会主催で浜中うまいもん市が7月に開催して、霧多布岬まつりが9月開催ということで、あとフェスティバルにつきましては、モンキー・パンチ&ルパン三世地域活性化プロジェクトということで、商工会主体でプロジェクトチームを作って開催しているフェスティバルです。観光協会主催のイベントにつきましては、通過型にならないように少しでも居て貰おうかと体験メニューを増やしたりしております、ただどうしても通過型になってしまうということなので、それを少しでも居てもらうには努力をしているのですけれども、どうしても他のイベントとぶつかるかありますので、その辺の悩みもありますし、駐車場の確保、それとスタッフ不足かなと思っております。

また、観光協会のイベントでツアー客の募集を取るのですけれども、昨年大型バスの運賃制度の改正によりまして、その辺が絡んでツアーバスが数多く入って来なくなったというのが悩みです。フェスティバルにつきましては、やはり本町までに来るアクセス、これがやはり悪いのでどうしてもお客様に不自由を掛けると思っております。

以上でございます。

○議長(波岡玄智君) 秋森議員。

○5番(秋森新二君) アクセスの話ですが、これはなかなか解消は難しいということでしょうか。将来的に。

○議長(波岡玄智君) 商工観光課長、この問題は、今までも何回も出ている問題で課長の答弁は現状をただ報告しているだけです。今まで何を検討してきたのかということが問われる問題ですから、そういう展望も含めてしっかりと答弁してください。

○議長(波岡玄智君) 商工観光課長。

○商工観光課長(海道政俊君) 今のアクセスの問題ですけれども、これにつきましては、一応空港とのやり取りもしていますし、やはりどうしても今、観光客というのはレンタカーを使って移動していますので、そういう面では当然道内に限らず道外から来る観光客はレンタカーを使用して来る客も増えております。

それで町内まではなんとか来ると、町内の中で景勝地を見て周るのにバス等の交通網が少ないということで、その辺もイベントの中では釧路バスを貸切ったり、ハイヤーを貸切ったりして、そういう景勝地周りには実際にやっていることはやっています。

以上でございます。

○議長(波岡玄智君) 秋森議員。

○5番(秋森新二君) 将来お客さんの数が増えれば解決するような問題だと思っ

ございます。この浜中町に豊かな観光資源、豊かな食材品そして大きなイベントがあります。これらを考えた時に滞在型観光に軸足を置きホテル誘致を働き掛けて行くべきだと考えますが、終わりになりますが町長の考え方をお聞かせいただきたいと思います。

○議長(波岡玄智君) これは政策課題だから、原課で答えて出せる問題ではないので、理事者の今後の観光振興に係わる基本的な考え方ですから、理事者の方から答弁してください。

町長。

○町長(松本博君) 将来の宿泊施設の関係でありますけれども、この関係につきましても、宿泊だけではなくて、しっかり観光業者含めて観光協会も含めてでありますけれども、商工業も含めてこの事については、やはり十分な協議は必要だと思っております。

その協議含めて果たして新たな産業が宿泊できるものが出来るかどうか。そしてまた今の部分が居る人たちで強化していくのかどうか含めて、大きな課題だと思っております。

そんな意味でやはり協議する時間が必要だと思っております。単純に観光協会だけでやるということにはならない、町でやるということにもならないと、これから議論を進めて、どうあるべきか含めて観光について進めなければいけないと思っております。

○議長(波岡玄智君) 秋森議員。

○5番(秋森新二君) 誘致に関しまして、先程も言いましたように交通のアクセスまた冬期間の集客の問題もあります。確かに難しい問題だと思っておりますが、それも何とか知恵を出し合えば解決していくような気も致します。

浜中町の活性化のためには、勇気ある企業を町長の手で町長の力で説得をし連れて来ていただきたいと思っております。終わりになりますが、この度議会だよりも貴重な提言を投稿されました霧高の小原桃香さん、そして浜中学を指導されている教育者の方々に感謝と敬意を表したいと思っております。

今後ともより良い浜中町を作るために、ご提言をいただきますようお願い申し上げます。まして終わります。ありがとうございました。

○議長(波岡玄智君) 10番田甫議員。

○10番(田甫哲朗君) 通告の内容に従って質問させていただきたいと思っております。

近年、私の知っている方とか、あるいは割と近いところで人工透析の治療をしなければなくなったという話を耳にすることが増えてきたのかなというのが、率直な思いであります。正直私も透析治療につきましては、そんなに一生懸命考えたこともありません

でした。今回そういう声を聞くに当たって、実際現状はどうなっているのかなということが気になりましたので、質問をして行きたいと思います。

浜中町内の人工透析を受けられている患者の人数、またここ数年間の推移を踏まえた上の今後の見通しといいますか、そういうものが見通せるのであれば示していただきたいと思います。

○議長(波岡玄智君) 福祉保健課長。

○福祉保健課長(伊藤敦子君) 透析治療につきましては、自立支援医療の更生医療の対象になりますので、福祉保健課からお答え致します。

透析の患者数の推移ですけれども、ここ数年の年度末の数字でお答え致します。平成23年度16名、24年度17名、25年度17名、26年度15名、27年度は7月末現在で17名となっております。

今後の透析患者さんの見通しですけれども、人口の割合で2～3人の増減でこのところずっと来ておりますので、この4～5年は2～3年の増減で推移するものというふうに考えますが、遠い将来につきましては、治療の動向でありますとか全国的な数字ですと遠い将来には減っていくのではないかという見通しも立っておりますので、人口の推移などと合わせて推計までは難しいかなと思っております。

○議長(波岡玄智君) 田甫議員。

○10番(田甫哲朗君) 今、15～6名くらいで推移しているのかなというふうに把握いたします。最後に人口減少の状況からも、そんなに増える見通しはないかなというふうに捉えますけれども、これは透析には人工透析といいますか、血液透析と腹膜透析という自宅で出来る治療もあります。

ただこれは将来的には病院に行っ、人口透析をしなければいけない予備軍といえますか、そういう方ではないかというふうに捉えておりますけれども、浜中町では通院による人工透析ではなく自宅で行っている透析患者の方は居られますか。

○議長(波岡玄智君) 福祉保健課長。

○福祉保健課長(伊藤敦子君) 先程の人数につきましては、血液透析を行っている方です。その他に今年の7月末現在1名の方が腹膜透析をしていらっしゃいます。

○議長(波岡玄智君) 田甫議員。

○10番(田甫哲朗君) この透析治療を必要とする方は、本年では18名というふうに捉えてよろしいかどうか。それで透析治療を行うにあたっての通院先、あるいは交通

手段といたしますか、そういうものが解れば先程の送迎業務というものも含めまして、数字を示していただきたいと思います。

○議長(波岡玄智君) 福祉保健課長。

○福祉保健課長(伊藤敦子君) 透析の通院先と移動手段について、今年7月末現在の数でお答え致します。通院先が釧路市内の医療機関の方が4名いらっしゃいまして4名全てが自家用車で通院していらっしゃいます。通院先が厚岸町立病院の方が13名で、その内6名が社会福祉協議会の送迎による通院、7名の方が自家用車により通院していらっしゃいます。

○議長(波岡玄智君) 田甫議員。

○10番(田甫哲朗君) 厚岸と釧路で透析治療を受けているという現状かと思えます。

それで先程、将来的に亘っては減っていく方向かというお答えがありましたけれども、現在は、この町内の内の17名の方全てが厚岸町立病院と釧路の病院で透析治療を受けておられると。それで現在通院先の病院の受入体制、要するに1回にといたしますか、例えば、厚岸町立病院では透析装置は何台あるので1日に何人の患者さんの透析は可能ですよと、あるいは釧路では1日に何名の方の透析治療が可能ですよというのが数字的に解るのであれば、そして何を言いたいかという、要は町内から行く患者の受入を今後とも支障なく続けていけるものなのかどうか、というのを確認したいので数字的なことを示していただきたいと思います。

○議長(波岡玄智君) 福祉保健課長。

○福祉保健課長(伊藤敦子君) 通院先の受入状況についてお答えいたします。釧路市内では現在5病院、3診療所で透析患者さんの受入をしていらっしゃいます。

病床数は全て合わせて186床となっております。この186床の内、1日の受入数を1日に1床あたり2人のところもありますし、3人のところもあります。それとスタッフの状況などによって、全てを受け入れているという訳ではない病院もありますので、病床数が186床×2ないし3の受入で×2クールになりますので、1週間のうち3回ということになれば2クールになるので、その数が受入数というふうになるのかなと思いますが、スタッフ数によって万度に受け入れているところも、受け入れてないというところもあるということになります。

厚岸町におきましては、町立厚岸病院で透析患者さんの受け入れをしてくださっております。病床数は16床で1日の最大受入数は32名となっておりますけれども、その

曜日によって受入れる人数が違いますので、受入の可能な実人数は48名というふうになっておりまして、当分のところはこの受入人数でやっていただけるということを伺っております。

○議長(波岡玄智君) 田甫議員。

○10番(田甫哲朗君) 主に厚岸に通院されて、17名のうち13名の方が厚岸で治療を受けておられると。それで当分の間は厚岸の病院で対応は可能だというふうに捉えていますということであります。

ただ一般的に、この透析治療というのは、先程課長おっしゃいました様に週3回1日おきに日曜日を挟む場合は2日という感覚になるのかなと思います。これは程度にもよるのですけれども、一般的には回数でのサイクルでの透析を続けていく必要があるというふうに認識するところであります。

それで1回の治療に要する時間は、大体4時間から5時間かなというふうに捉えますけれども、要はここから厚岸ないしは釧路に通院をして、自家用車ないしは社協の車で送迎で行って、4時間5時間という治療を終えて、そしてまた戻ってくるという繰り返しを、一日おきにしなければいけないという大変な負担になるのかなというふうには考えます。

これで透析治療というものにはネットで見ますと、ある程度の体力の消耗というものが伴って、尚且つちょっと体調の悪い方については、治療後に倦怠感を覚えるという方もいらっしゃるというふうに見ますけれども、町内の17名の患者さんの中でそういうような身体的な疲労なり、そういうことを訴えたといいますか感じたというような例は聞いておられませんか。

○議長(波岡玄智君) 福祉保健課長。

○福祉保健課長(伊藤敦子君) 議員おっしゃられるように浜中町の患者さんにつきましても、腹膜透析の方を特別としまして、殆ど方が週3回の治療透析を受けていらっしゃいます。

透析後の症状としては、頭痛や吐き気、倦怠感を感じる方、中には血圧の低下や不整脈等の症状があらわれる方がいらっしゃるということを聞いております。前後の通院の時間等も、とても大変なことで通院をしていらっしゃるんじゃないかと思います。

○議長(波岡玄智君) 田甫議員。

○10番(田甫哲朗君) 身体的にも精神的にも大変な苦痛の中で、この治療を何回も

申しますけれども、週3回というものを受けなくてはいけないという状況かと思えます。

夏場でしたら、まだ暖かいですし精神的なものもあるかもしれませんが、私1番危惧するのは冬道を、凍結、路面等こういう道を厚岸までですから30分ですか、釧路までとなれば1時間半という時間を片道その時間を費やして、この治療を受けなければならなくなってしまったという、こういう相当精神的にも肉体的にもかなり辛い状況ではないかというふうに考えるところであります。

更に、ここ近年の俗に言う爆弾低気圧という発生頻度といいますか、そういう気象状況を考えますと、冬期間というのは交通障害によって予定していた多分予約制で時間も指定されて治療を受けているんだと思うのですけれども、そういう状態になる可能性も考えられますし、もっと心配と言ってもまずありえないでしょうけれども、今、厚岸で受入れていただいていますけれども、万が一厚岸の町立病院で何らかのトラブルによって、その日予定していた患者数をこなせなかったという事態が生じないとも限りません。

とすると、その日に予定されていた患者さんというのは結局、透析治療が受けられないとなる事態が発生するんだと思うのです。それでは次の日という、次の日には多分他の患者さんの予約が入っているかというふうに考えるのですけれども、万が一、そういう治療ができなくなってしまうような事態が発生した場合、こういう時の対応策といいますか、そういうものというものは考えられますか。

○議長(波岡玄智君) 福祉保健課長。

○福祉保健課長(伊藤敦子君) 荒天による交通障害の対応についてですけれども、吹雪の場合には優先して除雪をしてもらったり、社会福祉協議会の送迎に限って言えば事前に天候を調査して、例えば吹雪などが予想される場合には、2台で走って何かあった場合に対応するとか、前泊をするとかその様な対応をしております。

通行止めで行けない場合などには、個人個人が対応の医師と相談して次の透析まで伸ばしてもらおうとか、次の日の例えば時間を延ばしてやっていただくとか、ということを対応していらっしゃるようです。

通院先のトラブル等により受入が困難となった場合の対応策につきましては、例えば機械のトラブルなどで病院での受入が出来なくなった場合など、考えられるかと思うのですけれども、そのような場合は、病院が次の日の透析の人数を2人までのところを3人にさせていただいたり、そういう対応をしてくださっているようです。

また本当にトラブルで機械が使えなくなったとかということであれば、違う病院を紹

介してくださるといのは、病院の責任でやってくださると思います。

○議長(波岡玄智君) 田甫議員。

○10番(田甫哲朗君) 社協のバスの送迎の場合は、事前に天候調査をして最悪の場合は前もって宿泊をして、病院に行けるような体制を取っていますということでありま
すけれども、自家用車で個人的に通院している方につきましては、受け入れ先の病院あ
るいは医師と相談して、次の日に治療をお願いしていただくというお答えでしたけれ
ども、過去に厚岸町立病院で結構ですので、実際にそういう事例があったのか。

この前泊をしなければいけないというのは、過去にはあったかというのは解りますか。

○議長(波岡玄智君) 福祉保健課長。

○福祉保健課長(伊藤敦子君) 個人個人の状況については、把握しておりませんけれ
ども、社会福祉協議会の送迎に限って言いますと、前泊したことはございました。2回
程度です。

○議長(波岡玄智君) 田甫議員。

○10番(田甫哲朗君) 社協の送迎をお願いするという形の場合は、要は自家用車で
行ける方は自家用車で行ってもらうというのが基本ですか。それとも社協の送迎をお願
いしますということであれば、自家用車で行っていただ方も送迎を利用できるというふう
に捉えてよろしいでしょうか。

○議長(波岡玄智君) 福祉保健課長。

○福祉保健課長(伊藤敦子君) 自家用車で運転して行ける方でも、それが大変なので
送迎をお願いしたいということであれば、厚岸町立病院に限って厚岸町立までの送迎し
か今のところはしておりませんので、厚岸町立病院に通院していらっしゃる方であれば
送迎は致します。

○議長(波岡玄智君) 田甫議員。

○10番(田甫哲朗君) 何れにしましても自分で運転しないまでも、社協のバスでの
送迎にしましても、患者さんにかかる負担というのは移動も含めて治療も含めてとい
うことを考えると、かなりきついものがあるのかなと。

それでこの17人という人数が多いか少ないかという話ではなく、正直17名も居る
のかなというのが驚いているところですが、そういう身体的状態になってしまっ
て、この治療を一生続けていかなければならないということだと思います。それで年齢
的なこのともありますでしょうけれども、週3回の治療を一生続けていくというこの治

療に対して、少しでも負担の軽減というものを図れないかなという思いで、実はこの質問をしております。それで、ここに浜中の診療所があります。

この診療所で透析治療装置を導入して、町内の透析患者さんは全て町内で透析治療が出来ますよということであれば、かなりの負担軽減にもなるのかと考えます。

それで以前に福祉保健課でも結構ですし、診療所でも構いませんけれども、以前に人工透析装置これらの導入というのは検討された経緯があるのでしょうか。

○議長(波岡玄智君) 診療所事務長。

○診療所事務長(越田正昭君) 診療所の方での質問ということでございますので、私の方から回答させていただきます。以前にこのような問題が質問されたかということをもまず経緯等含めて若干だけお話をさせていただきます。

議会の中では、この部分の質問を11年6月に質問を受けております。その時に答弁では、町立厚岸病院で人工透析を受けている患者の地元での透析は不可能なのかという質問を受けております。その時に答弁で担当医師の研修が必要であり、また3人の専門看護師と臨床工学士の専門技師の設置をしなければならぬと、専門技師確保は大変難しいと考える、患者に対応した医療機器の購入と機器設置の場所の確保の面からも施設の増改修等が必要となり少人数の患者では、人件費と医療機器に多額の経費がかかる状況から、診療所では人口透析を行っているケースはあまりないということで答えておまして、この時に現時点では無理と考えるという回答をしております。

ただ従来どおり町立厚岸病院で受入れていただいて、治療をお願いしたいということで答弁をされております。以上です。

○議長(波岡玄智君) 田甫議員。

○10番(田甫哲朗君) 受け入れに当たっては、どういう体制が必要なのかということをもう一度ゆっくり説明してください。医師の研修と3人の専門技師といたしましたか。

要するに専門技師ということは、透析機器を扱うには専門の技師でなければ扱えないというふうに受け取るのですけれども、特別な免許証とございますか、そういうものを持った方が3人必要だということでしょうか。もう一度ゆっくり説明してください。

○議長(波岡玄智君) 診療所事務長。

○診療所事務長(越田正昭君) お聞き苦しい点があったと思います。

まず3人の担当医師の研修、これは医師は内科医でもどなたでも出来るという状況で

あります。

但し、当然腎臓内科でございますから、そういう部分を把握しながらこの状況で先生としては診ていかなければいけないということで、そういう研修をしなければならないと、それと3人の専任看護師、これは当時のそのような状況の中で設置台数、この時は話しておりませんが、設置する台数によって看護師は3人の専任、これも当然研修を受けなければならないと、そういう形で専任的な看護師を入れなきゃいけないと。それと臨床工学士これが今、人工透析を行う装置の機器を操作する担当の人でございますので、その方を入れて、一つのペアーとなって人工透析を行っていくという事で、このような状況の中では、それらの方の人数が必要となりますという事で、施設の増改築も入りますから経費もかかりますということで、ご答弁したところでございます。以上です。

○議長(波岡玄智君) 田甫議員。

○10番(田甫哲朗君) 医師につきましては、内科医で対応できると。内科医の資格を持っていれば腎臓専門の内科医でなくても対応できると。その1点かなと。

それと3人の専任の看護師とおっしゃいました。専任の看護師ということは装置1台につき3人の看護師が必要だというふうに捉えたら良いのか。要するに2台3台あっても3人体制ということなのか。

それと看護師である以上、専任と言いますけれども、それなりの研修を積みば特別な通常の看護師免許の他に、透析治療にあたるについては必要なかという点、それと臨床工学士といいました。これは多分、資格を有した方が必要だと思います。この方は1名で考えて良いのかと思うのですけれども、今僕が質問したことで違うことがあったら教えていただきたいと思います。

○議長(波岡玄智君) 診療所事務長。

○診療所事務長(越田正昭君) 先程言いました、看護師の資格、専任の看護師といたしますけれども、このことについての当時の状況について、私も把握をしている訳ではないのですけれども、実質、看護師3人というのは装置を何台置くかは解りませんがシフトで回す、当然かなり長い時間を要しておりますので、そういうシフト体制も含めた3人の看護師を専任として、やはり置かなければならないということです。

それとその為の資格、そういう研修を受けてくれば、特に資格として必要だということにはなっておりません。工学士については、当然数台の機器の取り扱いをずっと工学

士が見ている訳ではなくて、総合的な数台の操作の手順等も看護師に教えたり、色んな部分を工学士がやりますので、その時には1名で良いという判断をしたということでもあります。

○議長(波岡玄智君) その時は話したと、従前に答弁した内容を繰り返し話しているのですが、今現在はどうなっているかという、現状というものを踏まえた中で答弁しなければ的確な答弁になりませんよ。気を付けてください。

田甫議員。

○10番(田甫哲朗君) その上でお聞きします。今、以前に検討した段階では、障壁ではないでしょうけれども、物があって実現するにはなかなかハードルが高いという判断だと今事務長の答弁で理解をしました。

ただ今言っているのは、財政の問題も勿論あるでしょうけれども、財政といいますか診療所の運営のかかわりもあるとは思いますが。ただ今の話を聞いていると、医師について要はこの診療所でも対応は出来るんだと、そして看護師についても、その研修を受けておけば透析治療には携われるんだと。

それで3人というのは、先程言ったように大体1人4時間から5時間という時間が必要かと思うので、その4時間5時間をずっと張り付いていなければいけないということも必要なのか、多分計器類に目を光らせてなきゃいけないから、誰か1名は必ず付いてなきゃいけないと考えますと、それも確保する為には3名くらいの看護師が必要だという答弁かなと考えます。

最後に臨床工学士につきましては、この資格を有した方が1名診療所に居れば、この治療は可能になるんだというふうに技術的な面では、決してこの診療所では難しいという話ではないのかなと捉えているのですけれども、診療所の財政運営、経営運営を別にして、まず技術的な問題として、今現在どのように考えられますか。その必要性が考えられれば技術的には可能だと考えておられるのか。

○議長(波岡玄智君) 診療所事務長。

○診療所事務長(越田正昭君) 導入にあたっての、障壁といいますか、今現状で考えられる部分の想定をした形で、私の方でそれについての問題点も含めて、お答えをさせていただきます。それでまず問題点3点程あります。

1点目については、施設内での透析の設置についてというところで一つあります。施設の今の現状に出来るかどうかという部分をお話させていただいて、そこで診療所の施

設内の部屋というのは全て病棟として、それぞれ使っております。

その中で活用できる部屋というのは、現状中ではありません。それで透析室を設置となれば、診療所を増改築これは当然必要となってきます。またこの部分については、多額な財政支出が伴うということになって、これが難しい問題の一つにあるのかなと思います。

2点目として先程から私の方で話しております、医療スタッフ確保の問題であります。浜中診療所で人口透析を行うにあたって、最低抱えている医師、小川医師1名居りますけれども、それと看護師及び助手16名の他に今想定する部分で行くと医師が1名、それと看護師が最低でも2名、それと臨床工学士1名が絶対条件ですけれども、増員にならないと思っております。

現在、この運営については、看護師の資格を持った職員確保が大変私たちも苦労して、今現状の中で特に地域の部分では、医療機関の看護師を募集してもなかなか確保出来ないという状況も抱えております。果たして今言われる医師1名、それと工学士、それと看護師2名、これらの確保が現時点で出来るのかという部分が大変難しいという状況がまず2点目にあります。

それと3点目としては、厚岸町立病院との人口透析、これが先程福祉保健課長から話されている業務としての調整連携ということで、やっていけるのかということがあります。現在、厚岸町立病院では人口透析患者数、先程も話しましたけれども、その中に厚岸町が19名、浜中町13名それで32名の患者の治療を行うということですが、最大で行けば48名の受け入れができるということで、私も厚岸の事務長からは聞いて、町立厚岸病院が人口透析の為に、多額の機器を整備した背景というのは当然、浜中町の患者の対応を含めて整備したものと私なりに理解しております。

町立厚岸病院の透析は今浜中町では4割を占めています。ですから浜中診療所で行うとなれば多額の資金を導入して整備した医療機器はどうなるのか、それと合わせて診療報酬の減収というのはかなり大きな問題かなと思っております。

これは当然、厚岸町立病院の経営の悪化にも繋がってくるのかと思っております。それらを含めて診療業務大きな負担となってくることを考えますと、なかなかこの辺は両町の地域連携にも亀裂を生じてくるということで考えております。それと浜中町がもしするとすれば、4台の人口透析一式を導入する、最低でも4台を購入しなければ、そして回しとしては大体16名ですね。16名を回す、そういう形での体制になるとすれば

今言った医師1人、看護師2人、臨床工学士1人の追加人員が必要となる。それによって多額な経費がかかって来ます。そういうことでこれら3点の問題があるのでなかなか難しいということで考えています。以上です。

○議長(波岡玄智君) 田甫議員。

○10番(田甫哲朗君) ということは要は医師が2名以上必要であり、現在居る看護師をそちらに回す余裕はないし、尚且つこの施設の改修が伴うことであり、現状では考えられないし、将来的にも考えられないというふうに捉えるしかないのかと思っ
ています。ただ医師の2名以上必要ということは、要するに院内に医師が2名居なければ
ならないという捉え方なのか。それと今看護師が16名居られるのでしょうか。この中
では、そちらに回す余裕がないというふうに答えておられるんだと思うのですけれど
も、回せないのでしょうか。実際問題は難しいのでしょうか。

それと施設の改修です。増改修とおっしゃったと思うのですけれども、空いている部
屋がないといいますが、ベッドが空いている所がないという捉え方なのか、仮に一つの
病室を透析治療室に回すということは、これは考えられないことでもないだろうと思
うのです。絶対に医師2人体制は必要であるし、今16名の他に後2名の透析治療専門
の看護師は必要になるし、資格を持った臨床工学士は必要だし、尚且つ厚岸が透析施設
を拡充した中には、当然、浜中の患者のケアも考えて行ったことだろうという話です
けれども多分そうだと思います。

そこら辺の絡みもあるし、現在ではやはり難しいという判断だと思うのですけれども、
そうであれば僕も今正直頭に浮かんでいないのですけれども、この患者にかかる負担と
いいますが、できるのであれば、より多くの方を送迎出来るようなシステム、釧路の方
も含めて、そういう方向での負担軽減策というのも考えていかなきゃいけないのかなと
考えております。

それで今後、将来に亘っても透析治療というのは、やはり厚岸町立病院を拠点に治療
というものは、浜中は考えていくんだということであれば尚の事、厚岸町の連携という
のは大切になってくるものだと思うのです。その上で現在、色々病診連携等言われてい
ますけれども、そこら辺との絡みは今後進めていくというふうに考えて良いのか。尚且
つ厚岸の透析装置の例えば更新の時期には、そんなことはないのかも解りませんが、浜
中でもそれはある程度負担というものを考えなきゃいけないということも、有り得
るのではないのかなと思うのですけれども、そこら辺は大丈夫でしょうか。今後は有り

えませんか。

○議長(波岡玄智君) 診療所事務長。

○診療所事務長(越田正昭君) 先程も質問を受けております。まず医師2名で、現在の医師の部分でどうしても医師2名が必要なのかということから、お答えさせていただきます。

この医師2名という部分につきましては、当然、入院、一般入院、それと外来というのは今小川医師が行っております。その他に、この人口透析の事業をするとすると当然、受付は一緒に良いのですけれども、それらのケアも含めて診察をしなければならないという状況も医師はあります。そういうことからしっかりとそこら辺の対応を取れるような状況であることが必要になってくると、他の町村の部分を見ると複数の医師で対応しているところが多いところがあります。

現状今1人で、それをやるとなったら当然いろんな部分を見ていかなければならないと、土曜日までは入りますけれども週5回、この患者方の対応については、医師が責任を持って、最終的に週6回その対応をして行かなければならないということでございますから、それらが今医師1人の中で出来るのかと、これは本当に困難だと思ってそういう形でまず1名の医師は絶対に確保しなければならないというところであります。

それとベッドの関係でございますけれども、実際、病室のベッドが不足かと言われるとそうではありません。但し、このベッドのそれぞれの役割というのもありまして、部屋毎の形の中で今一人床が3つあります。これは緊急時に突発的な部分について、経過措置として一時入院をさせる、この方々の対応でここは見ていかなければならないと、それと合わせて4人、そして2人床というのがあります。その部分をもしするとなれば部屋を透析室ばかりではなくて、更衣室も設置をしなければならないというのが規定とございますか、透析の部分の中にあります。そうすると2つの部屋を潰さなければならない、こうなった場合、定員の今居る一般病棟、これは当然、今の予定で最少にしても4人減員をさせないとならないという状況になります。

4人も減員になった場合、突発的な部分の対応それと長期的な入院それらの部分、各他の医療機関から定員の依頼を受けて慢性的な疾患の部分については、うちの方が今受けている状況にあります。そういう方を今後、受けられないという状況になってくる可能性があります。それで人数がありますから定員数を超える訳には行きませんので、そこにはそういう人が居るということで、今言われている増築という状況しか手か無いと

いうことで、そういう形で考えているところであります。

それと看護師との体制でございますけれども、これはシフトを1週間、1ヵ月組んでそれぞれの勤務を出すと、当然、看護師も病棟の勤務、外来含めて最低でも5人で1日回して行かなければならない、それに夜間が2名入ります。そうすると7名の看護師が1日の中で動いている、今16名というのは助手も含めてでございますので、かなり窮屈な中での展開を1日毎のコントロールをしていると、当然夜間については、24時間働くことは出来ませんので、1日は空けなきゃいけないそういう部分を含め、人数確保ということでは、ここの部分には専任の看護師を置かなければ、人口透析についても回って行かないということでございます。

それと厚岸との連携の関係でございますけれども、今病診連携も含めて、地域の医療ということで厚岸と協議をしております。その中でこの問題がどうなるかということは、今後の中で協議、そういう問題が出て、これが重要度としてやって行かなければならないとなると、これも協議の中で詰めて行かなければならないと思いますけれども、今事務段階としては協議を続けております。その中で地域医療をどうやって行っていくかという部分も含めておりますので、そういうことで理解していただきたいと思っております。

○議長(波岡玄智君) 田甫議員。

○10番(田甫哲朗君) 解りましたと言っておきます。

次の質問に移らせていただきます。

○議長(波岡玄智君) この際、暫時休憩します。

(休憩 午後 3時 3分)

(再開 午後 3時30分)

○議長(波岡玄智君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

田甫議員。

○10番(田甫哲朗君) 残り10分ですので2点まとめてお聞きしたいと思います。

町長は6月議会で現庁舎敷地内での建設を視野に入れ、早期に調査設計等の予算提案をすべきではという問いに、新たな財源対策を含め、もう少し時間を掛けて早期着工に向け積極的に進めていきたいというご答弁でした。これを踏まえてお聞きしたいと思います。

町長にお聞きいたします。町長は庁舎の建設場所については、現庁舎敷地内での建設

を目指し、財源を探していくという答弁内容というふうに捉えてよろしいのか。それとももう少し時間をかけてという考えの中には、財源は基より場所についても再度検討する場を設けて協議を重ねていくというお考えでしょうか。

更に協議を検討する場合において、前回賛成・反対で様々な意見が出された中で、私が今感じているのは、町民全てが問題に関しては当事者であり、無意識のうちに自分の所は大丈夫だろう、そんなに大きなものは来ないだろうという正常化の偏見という心理が、無意識に働き災害の規模を過少に想定している可能性も考えられます。

また反対に私も含め、前回の町長提案に反対をした人達が、この災害の規模を過大に想定しているという可能性も考えられます。しがらみのない立場からの意見、提言等が必要ではないかと考えます。大学の教授あるいは道の危機管理担当者などの所謂有識者、学識経験者の第三者の視点からの考えを聞く機会があつて然るべきであろうし、必要ではないかと考えますので、町長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 町長。

○町長（松本博君） 役場新庁舎の建設につきましては、6月定例会の行政報告におきまして、私は防災センターの機能を備えた役場庁舎建設の提案は難しいと判断し、時機を期したいと申し上げました。

新庁舎の建設場所は現庁舎の敷地内の考えかというご質問でございますが、6月定例会における9番議員の一般質問で、私は今後防災センターも含め新庁舎の建設については、庁舎内で十分協議して計画を作って行きたい。その計画ができた段階で、議会全員協議会で再度協議をしてもらいたい。

更には緊急防災減災事業債に代わるもの、それから防災事業も含めてありとあらゆるものを検討し進めて行きたいとお答えをしたところであり、現在もその考えであります。

また、新たな財源対策を含め、もう少し時間を掛けて早期着工に向け積極的に進めていきたいという点でございますけれども、非常に有利な制度である緊急防災減災事業債は、1028年度末までのことでありまして、この活用が困難という点は紛れもない事実であります。これにより新庁舎建設の新たな財源措置という点では、活用できる起債制度や補助制度が何かあるのか、またそれがどのくらいのメリットがあるのか等を十分考慮しなければなりません。

実際の新庁舎建設につきましては、これまで何度もご説明してきましたが、その殆どが自治体負担であります。現在も国の制度を見ますと緊急防災減債事業債のような有利

な制度を活用しない限り、まちは将来にわたって莫大な負担を担うことが明らかであります。

また、直ぐに財源確保に目途が立つ訳でもございません。整備スケジュールをしっかりと決めた上で、期成会等を通じ国に要望することが当然必要ですので、非常に時間を要するものと考えます。それらを含め再び検討協議出来る段階になれば、どのような検討作業を進めていくのかは別として、具体的な計画づくりに踏み出せるのではないかと考えております。

次に、国は東日本大震災を受け災害対策基本法に基づき防災基本計画の修正、津波対策を総合的かつ効果的に推進するための津波対策の推進に関する法律を制定しました。

北海道におきましても、平成24年6月に新たな津波浸水予測図を公表したところであり、地域防災計画の見直し、防災対策推進計画策定、平成26年3月には北海道防災会議の地震、火山対策部会地震専門委員会が地震の被害想定を発表したところであり、平成28年3月には、津波の被害想定も発表される予定になっております。

町としても平成25年6月には浜中町地域防災計画の修正を行い、津波ハザードマップの作成や避難道、一時避難場所の整備、備蓄品の整備を進めるとともに、平成27年3月には浜中町津波避難計画を策定し、特に地震、津波対策の見直しを図ってきたところであり、決して過少想定をしているものではないことをご理解いただきたいと思っております。

第三者、いわゆる有識者の考えを聞く機会が必要ではないかという議員のご質問であります。先程もお話ししましたとおり、今後、防災センターも含め、新庁舎の建設については、庁舎内で十分協議をして計画を作り、建設地や財源などを検討し進めていきたいとお答えております。第三者の考えを聞く機会の必要性につきましては、今後の検討課題になろうかと考えております。以上であります。

○議長（波岡玄智君） 田甫議員。

○10番（田甫哲朗君） まず前回の議会を通し、3月議会も通しまして町長提案が否決されたという紛れもない事実があります。それを踏まえて今後、緊防災の活用は見込めなくなったと、財源対策も含めてということでもあります。

それで前回の教訓といいますか、財源が見つかったのでやりましょうというのでは、やはりまた十分な議論が尽くされない中で進めてしまうという可能性も考えられます。

ですから、財源対策も含め今後、庁舎建設に向けては早い段階から進めていく必要が

あるのではないかと私は考えます。その意味で有識者との見解等は、今後の検討課題ということでございます。決して過少評価はしていないということであれば、我々が過大に評価しているというふうに受け取るのかと思いますけれども、私はやはり何回も申しますけれども、少なくとも北海道が示した数値等がございます。これらをどの様に分析するかという目は、当事者だけでなく外部の視点からの提言等も聞くべきではないかという思いで質問しております。

これが最後の質問でございます。庁舎内での再度の検討の期間を設けて協議していくというお話であります。議会、町民に示される時、あるいはそれ以前にでも結構ですので、こういう提言等がありますと、出来れば我々もそれを実際に聞けるような、そういう場を是非とも作っていただいて、協議を進めていっていただきたいという思いであります。

要するに、中間答申なりが出た段階でそこに外部の視点からの意見、提言というものが盛り込まれるべきではないかと思っております。これが最後の質問ですので、よろしく願いいたします。

○議長（波岡玄智君） 町長。

○町長（松本博君） 第三者というお話がありました。この間、私共も大学の先生、それからまた道の方含めて繋がる場所ではお話をさせてもらいました。それは中間答申、そして最終答申が出て議会でも構成が今日来ている中で議論といいますか、お話をさせてもらいました。

特に検討課題だと言ったのは、これだけ町で揉めて分かれた部分に対する前歴は知っていますから、なかなか入って来られないというのも事実であります。何も無いところから始まって、どうでしょうかと言うのと少し違うのかなと今判断して聞いております。

ですから、いざ何処どこの先生にどうでしょうかと言った時には、多分手を引くのではないかと思います。そんな感じがしています。だけど多くの人の意見を聞くということは必要だと思っていますから、一つの検討課題かなと思っています。

今後、そんなことの意味も含めて、皆さんと当然、議会の中でもその事も含めて報告して積み上げていきたいと思っています。以上です。

○議長（波岡玄智君） これで、一般質問を終わります。

ついて

○議長（波岡玄智君） 日程第10 議案第48号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（松本博君） 議案第48号浜中町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について、提案の理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、平成25年5月31日付で行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号利用法が公布され、特定個人情報の適正な取扱い等について、地方公共団体においても必要な措置を講じなければならないことから、番号利用法の趣旨に沿った内容を規定するため、一部改正をするものであります。

一部改正の内容ですが、第1条で特定個人情報の意義及びその情報の適正な取扱いの確保、保有する特定個人情報等の開示、訂正、利用の停止、消去及び提供の停止について、第2条で、番号利用法で規定する情報提供等取扱い等について定めようとするものであります。

なお、施行期日については、附則第1条で、条例本則第1条及び附則第2条は、本年10月5日とし、条例本則第2条及び附則第3条は番号利用法附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日、平成29年1月を予定しております。

また、附則第2条及び第3条は本条例を引用している関係条例の一部を改正しようとするものであります。

この度の条例の一部改正につきましては、去る8月19日開催の浜中町情報公開・個人情報保護審議会に諮問し答申をいただいたところでございます。

以上、提案の理由をご説明いたしましたが、詳細につきましては、総務課長より説明させていただきますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（佐藤佳信君） （議案第48号 補足説明あるも省略）

○議長（波岡玄智君） これから、議案第48号の質疑を行います。

1 番加藤議員。

○1 番（加藤弘二君） このマイナンバー法といいますか、個人情報保護ということでは

文字面が並んでいるのですが、具体的に行政としてはどういうものに役立ち、個人としてはどういうものに役立つのか。その辺のところ具体的に良く理解できないのです。

それで今この様に条例でお示しましたが、このようなことを町民に対して、どんな形で説明をしていただくのか。その辺のところをどうなっているかということで、そういう準備はあるのかどうか。ナンバーが与えられる町民に対して、どんなものかというのを解り易く示していく、そういう手筈はどう予定しておられますか。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（佐藤佳信君） この度の個人情報保護条例の一部改正でございますけども、所謂マイナンバーを含めた個人情報の保護といいますか、情報漏れのないように、まず保護条例ですから保護する条例でございます。

あとマイナンバー制度でございますけれども、9月の広報にもお知らせしていますし、10月号の広報でも、これから通知カードを発行されますので、それらの手続きについて広報でお知らせするという事になってございます。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○1番（加藤弘二君） 9月の広報、それから10月の広報でお知らせすることになっておりますということですが、そのお知らせを見て理解できるような広報になっているかどうかという事と、私はその辺は鈍いのでなかなか理解できないと思うのですが、町として何か説明会を開くとか、そういう必要性というのは考えているのかいないのか。

私は新たにこういう制度が導入されて、それがスムーズに町民の皆さんに理解されるかどうかというのは、私自身としては、とっても不安に思っていますが、不安を持っている人達に実物を見せながら説明をすると言いますか、そういうことも用意してはどうかと考えるのですが、今、総務課長が言ったような方向で、町民の皆さんに理解してもらおうということでは、大丈夫なのかという事をどう考えておられるか説明をお願いします。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（佐藤佳信君） 通知カードを来月の広報で実物の見本といいますか、それらを広報に掲示しまして、こういうものがまず通知いきますよと、そしてカードの申請をしてくださいということを掻い摘んで広報でお願いしようとしております。

それと町民に対する説明会等でございますけれども、今は特に考えてございません。それで新聞等でも最近色々と報道されていますので、皆さん興味があって見ているのかと思っております、以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 町民課長。

○町民課長（渡部直人君） 私の方から、窓口の対応を若干説明させていただきたいと思えます。

既にマイナンバーの通知カードについては、10月5日現在の住民登録の情報を基に、11月まで番号通知カードが送付される予定になっております。窓口では一応こういうものがという部分の住民の受付窓口のところに、広報させていただいております。通知カードとプラスチックのマイナンバーのカードの申請書も一緒に入ってきますので、こういう形のもので送られてきますよということで、窓口に来た方には解るような形で説明なり掲示もさせていただいております。

窓口で今後出てくる部分ですけれども、今後転入時、番号の通知カードが必要になってきます。転入時の手続の簡素化とかそういうことをしようとしております。具体的に利便性の話ですけれども、今、若干行政手続で、これから段階的に利用されていくのですけれども、年金の申請時とか現況届、そういった部分で毎年届出が必要ないよというものとか、今後、所得との結びつきになりますので、例えば児童手当とかそういうのは転入してきた方もそうですけれども、所得証明の添付が義務付けられておりますので、この辺が登録になることによって必要がなくなると、転入してきた方もわざわざ転入前の課税地の所得証明を取らなくても良いとか、そういった部分でいうと住民の方々は取らなくても良いですし手間はかからなくなると思えます。

今後、色々な部分で利用形態が進んで行くのですけれども、具体的には来年1月から、国の方から順次行きますけれども、町の具体的な届出等の部分については次の年になりますけれども、平成29年7月以降ということで、随時そういうサービスがマイナンバーを利用した部分で進んでいきますので、その分では順次、広報等担当する分野も含めて出てくると思えますので、各々役場の方では広報等を通して住民に周知していきたいと思っております。よろしくお願ひします。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○1番（加藤弘二君） 今聞いていると、あらゆる事柄で利用できるそういうカードかと思うのですが、そのカードの利用法だとか、そういうのについても、いろんな場合が考えられるので、そういうのを広報で知らせる等、そういう機会があるのかどうなのかということ、それからもう一つは、よく個人情報に不当に流れていくとか、そういう不安がたくさんあるのですけれども、そういう不利な状況にならないような安全性と

ますか、そういうものをきちんと指導してもらえるのかどうなのか。

それからカードの管理者ですが、このカードは個人が管理者になるのか、あるいは他のところにカードの管理者が居て、使用する住民がそのカードを借りて使用するという状況になるのか、カードそのものの所有責任者ですね。それを聞かせていただきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 町民課長。

○町民課長（渡部直人君） まずマイナンバーのカードです。これはプラスチックのカードのことを言っていると思いますけれども、まず1回目に出るのは番号通知カードと言って、要は紙のカードで番号だけのお知らせが皆さんに出ます。これがそのまま使うと単純に番号だけですので、行政機関とかの医療手続きの時に、この番号だけを記載欄とかありますので、そこにその都度書いてもらうというケースが出てきますけれども、これだけだと先程言った情報とか何も入っていませんので、その後に今度自分たちでマイナンバーカードと言ってプラスチックのカードがあるのですけれども、身分証明書にもなりますけれども、要は顔写真を付けたものを交付申請します。

これが交付されるとICチップとかが入ってまして、その中に色々なデータを入れるような形になりますので、この管理につきましては、要は当然自己管理という形になりますし、他人に譲渡とか貸し借りは当然、法律的に出来ません。した場合は逆に法的な罰則等も今回規定されているようですので、あくまでも自分の管理の中でやってくださいということです。

それと15歳未満の方については、代理人という形でお子さんについてはカードをもし作りたいとする場合は、代理で親御さんが申請することも出来ます。

ただ、このプラスチックカードは15歳以下だと5年間の有効期限しか無いですが、他の方は10年の有効期間という形になっております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（佐藤佳信君） 情報管理であります。今非常に騒がれて問題になってございますので、それに関しては、しっかりと漏れることのない様に対応していきたいと思っております。マイナンバーの利用分野でございます。今、国の方から示されているのは、まず社会保障の分野で年金の資格、取得、確認、また給付を受ける際に利用ということが一つです。

後、労働分野では雇用系統の資格取得、また確認、給付を受ける際の利用、またハロ

一ワーク等の事務等に利用ということになってございます。それで福祉医療でございませうけれども、医療保険等の保険料の徴収等も保険者における手続き、福祉分野の給付を受ける際に利用、生活保護の実施等に利用ということになってございます。

後、税でございませうけれども、確定申告届出等の書類に記載というふうになってございます。

後は災害対策分野でございませうけれども、被災者台帳の作成に関するいろんな事務を一元的に管理するというので、今国から示されております。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 9番川村議員。

○9番（川村義春君） 今の質問に関連してですけれども、個人番号の通知カードが来て、これはあくまで申請主義ですよ。それによってカードが発行されると。これは申請しなかった場合どういうふうになるのか。ずっとカードは生きていくと、それで申請しないということはあるのかどうか。その辺を聞きたいのと、仮に個人番号カードを申請しても、そのカードを紛失した場合、普通のキャッシュカードと同じ様にそれが悪用されるということも考えられます。

そういった場合に当然届出をして、紛失しましたというのですけれども、新しいカードを再交付800円掛けて出してもらおうのですけれども、番号自体は変わらないのですか。変わるのか、変わらないのか。その辺、疑問があるんです。変わらないとすれば悪用される可能性は大きく増えてきますよ。その辺の対応の仕方というのはどうなるのか。その点聞かせてください。

○議長（波岡玄智君） 町民課長。

○町民課長（渡部直人君） まず先程言われており、カードは申請主義です。もし無くした場合のケースですけれども、一応コールセンター等が国にありますので無くした場合はそこです。

町対応もありますけれども、基本的にはコールセンターに出してくださいというお話であります。当然、警察等にただ番号だけ、紙のカードだけでは基本的にサービスがどうか、データーとかも入っていませんので番号だけですので悪用されることはないということで国では想定しています。

ただプラスチックのカードの場合ですと、個人情報それこそパスワード等もあるのですけれども、もしそのパスワードも4桁ですけれども、それも含めた中でなりすまして、例えば確定申告等にも使いますけれども、なりすまし行為を防止するというので、暗

証番号等を付けてセキュリティは掛けていますけれども、万が一、それでも誰かに使われる可能性があるということは、番号を消すということがあります。

要は、新しい番号を再交付する場合もあるということでは規定上はなっています。基本的に1回付いた番号は変えないという基本はありますけれども、なりすましなり悪用されるケースがあるようですと、番号が変わるということはあるということで運用は決まっております。

あと申請しなかった場合ですけれども、カードを申請しなかったら特に行政サービスを受ける場合は番号だけですので、特に現証明で例えば自宅で確定申告とか、いろんな手続きがこれから出来る形になりますけれども、そういうものができないだけでサービスが受けられなくなるとか、そういったものは特段普段の中ではないというふうに承知しております。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○9番（川村義春君） 今の説明を聞いていると、送られてくる通知カード、これは番号だけだから申請しなくても良いよと、特にペナルティも無いし要は通知カードに基づいて、個人番号カードを作らなくても良いよということですよ。

やはり秘密といいますか、悪用されるのが嫌だから、私はずっと作りませんとそういうことで果たして良いのかどうか、25年にマイナンバー制度が制度的に発足しているのにも関わらず、そういうことで良いのかどうか。強制的に絶対作ってという話にはならないのかどうか。そうしないと事業的な効率とかサービスの部分というのは凄く遅くなる訳でしょう。そういった部分というのは、特に法的にも規制はされないということになるのかどうかというのを、先ずもう一度確認したい。

そして先程、もし悪用されるということが想定されるとすれば番号が変わるということのをコールセンターに申し出て、番号が変わるということがあるのであれば、初めから悪用されない為に番号を変えますよと言った方が解りやすいのではないですか、町民に対して。その辺の捉え方を再度確認しておきます。

○議長（波岡玄智君） 町民課長。

○町民課長（渡部直人君） 今のまず番号が変わる部分ですけれども、この分は具体的に悪用されるかどうかという判断が、まだどういう形になるか解らないのですけれども、通知カードだけでいいですよと、それだけは何も使えないただ番号だけを記載しているだけという形になりますので、この辺での無くした場合は、個人カードのプラスチックの

方は、私どもの方で判断が出来ないという悪用されないというところで、どういう情報が入っているかというのが役場で見られる情報と、その他に使われる情報、いろんな国の行政機関で使う情報と色々入っていますので、それを総体的に悪用されるかどうか判断できないので、一応すぐ番号を変えることを前提に制度は考えてられていないということで、セキュリティはカード自体は大丈夫だということで、ICカードと暗証番号によってということになっております。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○9番（川村義春君） 3回目です、個人番号カードを作って、作った本人がこれは悪用されそうだから変えてくださいと申し込んだら、変えてもらえると理解して良いですか。それだけ聞いておけば問題なく終わるんです。悪用されるか、されないかは無くした本人も勿論そうですし解りませんよね。

だから作った本人が悪用されたら心配だから、コールセンターに申し込んで変えてくださいと言ったら、変えてもらえますよという答えが返ってくれば、私はそれで良いんです。そういうことですけれども、それで良いですか。

○議長（波岡玄智君） 町民課長。

○町民課長（波部直人君） やっぱり悪用の可能性があるということだと思っておりますけれども、その際には、やはりそういう情報が洩れる可能性があるという部分では、コールセンターに申し入れて警察等にも当然出しまして、なりすまし等の部分もありますので、早期にストップするという手続になると思いますので、当然、番号を停止して新しいカードを再交付してもらうという手続になってくると思います。

○議長（波岡玄智君） 皆さん理解できましたか。

他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） これで質疑を終わります。

これから、議案第48号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第48号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第48号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第49号浜中町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

○議長(波岡玄智君) 日程第11 議案第49号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(松本博君) 議案第49号浜中町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について提案の理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、番号利用法が公布され、国民の利便性の向上及び行政運営の効率化を図るため、本年10月から国民一人ひとりに個人番号が付番されます。この個人番号をお知らせする通知カードが本年10月から住民票に記載された住所へ郵送され、平成28年1月からは申請のあった者に対して、個人番号カードの交付が始まります。

今後、この通知カード及び個人番号カードの再交付が必要となった場合の手数料を、浜中町手数料徴収条例別表に定めている事項に個人番号に関するものとして加え、個人番号カードの交付により、従前の住民基本台帳カードは新規に交付しないこととなりますので、この交付手数料を削るため一部改正をするものであります。

一部改正の内容ですが、別表中において、第1条で16の項として、個人番号に関するもの、通知カードの再交付1枚につき500円を加え、第2条で15の項中(15)住民基本台帳カードの交付1枚につき500円を削り、16の項に個人番号カードの再交付1枚につき800円を加えようとするものであります。

ただ、個人番号カードに搭載されている電子証明書分は、別途200円となります。

なお、施行期日については、附則第1項で、この条例中第1条の規定は平成27年10月5日から、第2条及び次項の規定は平成28年1月1日から施行するとし、経過措置については、第2条の規定の施行の日前において同条の規定による改正前の浜中町手数料の徴収条例別表の15の項(15)住民基本台帳カードの交付の規定により、徴収すべきであった住民基本台帳カード交付手数料については、なお従前の例によるとして

おります。

以上、提案の理由をご説明いたしましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） これから、議案第49号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第49号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第49号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第49号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第50号浜中町税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（波岡玄智君） 日程第12 議案第50号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（松本博君） 議案第50号浜中町税条例の一部を改正する条例の制定について、提案の理由をご説明申し上げます。

この点につきましては、平成26年度の税制改正大綱において国税の猶予する制度等
の見直しを実施し、地方団体等についても引き続き検討するとの方針が示されておりました。この方針を受け、地方税法等の一部が改正されたことから、浜中町税条例の関連規定を改正する必要性が生じたので、浜中町税条例の一部を改正する条例の制定をしたところであります。

この制度の税条例の一部改正の主な内容ですが、地方税の猶予制度について、地方分権を推進する観点や地方税に関する地域の実情が様々であることを踏まえ、各地域の実

情等に応じて条例で定める仕組みとした上で、納税者の負担の軽減を図るとともに、早期かつ的確な納税の履行を確保する観点から、納税者の申請による換価の猶予制度を創設するものです。

本改正につきましては、総務省から示されました市町村条例等の一部を改正する条例の例に基づいたものであります。

なお、施行期日については、平成28年4月1日から施行することとしております。

以上、提案の理由をご説明いたしました但、詳細につきましては、税務課長より説明させていただきますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） 税務課長。

○税務課長（梅田一光君） （議案第50号 補足説明あるも省略）

○議長（波岡玄智君） これから議案第50号の質疑を行います。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第50号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第50号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） ご異議なしと認めます。

したがって議案第50号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第51号北海道市町村職員退職手当組合理約の変更に関する協議
について

○議長（波岡玄智君） 日程第13 議案第51号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(松本博君) 議案第51号北海道市町村職員退職手当組合理約の変更に関する協議について、提案の理由をご説明申し上げます。

北海道市町村職員退職手当組合は、道内の市町村及び一部事務組合で組織する一部事務組合であります。この度組合を組織する一部事務組合のうち、解散による脱退及び新たな事務組合の加入に伴い、規約別表の変更及び左横書きに改める規約の変更が生じたものであります。

地方自治法第286条第1項及び第290条では、一部事務組合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、議会の議決を経なければならない、と規定されていることから、議会の議決をいただきたくご提案した次第であります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長(波岡玄智君) これから、議案第51号の質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 質疑なしと認めます。

これから、議案第51号の討論を行います。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 討論なしと認めます。

これから、議案第51号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第51号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第52号北海道市町村総合事務組合理約の変更に関する協議について

○議長(波岡玄智君) 日程第14 議案第52号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(松本博君) 議案第52号北海道市町村総合事務組合理約の変更に関する協議

について提案の理由をご説明申し上げます。

北海道市町村総合事務組合は、道内の市町村・一部事務組合及び広域連合で組織する一部事務組合であります。

この度、規約別表第1組合を組織する地方公共団体及び別表第2組合が共同処理する事務に係る団体のうち、解散による脱退及び新たな団体の加入に伴い、規約別表第1及び第2の変更を要する規約の変更が生じたものであります。

地方自治法第286条第1項及び第290条では、一部事務組合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、議会の議決を経なければならない、と規定されていることから、議会の議決をいただきたくご提案した次第であります。よろしくご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（波岡玄智君） これから、議案第52号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶもあり）

○議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第52号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第52号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第52号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第53号北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更に関する協議について

○議長（波岡玄智君） 日程第15 議案第53号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（松本博君） 議案第53号北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更

に関する協議について、提案の理由をご説明申し上げます。

北海道町村議会議員公務災害補償等組合は、道内の町村等、一部事務組合及び広域連合で組織する一部事務組合であります。

この度、北海道町村議会議員公務災害補償等組合同規約第1条の条文の整備と組合を組織する一部事務組合のうち、解散による脱退及び新たな事務組合の加入に伴い、規約別表第1の変更をする規約の一部変更をしようとするものであります。

地方自治法第286条第1項及び第290条では、一部事務組合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、議会の議決を経なければならないと規定されていることから、議会の議決をいただきたくご提案した次第であります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） これから、議案第53号の質疑を行います

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第53号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第53号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第54号電子情報処理組織による戸籍事務等に係る事務の委託について

◎日程第17 議案第55号電子情報処理組織による戸籍事務等に係る事務の委託について

○議長（波岡玄智君） 日程第16 議案第54号及び日程第17 議案第55号を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(松本博君) 議案第54号及び議案第55号電子情報処理組織による戸籍事務等に係る事務の委託について、一括して提案の理由をご説明申し上げます。

現行の戸籍事務につきましては、平成6年の戸籍法の一部改正により、電算処理による事務処理が可能となりました。浜中町においては、平成23年7月から戸籍事務を電算処理しているところであります。

なお、平成23年には、複数の市町村による戸籍システムの共同利用が可能となったところであります。この度、戸籍事務の機器等のリース期間が平成28年3月に終了となることから、機器等の更新時期の近い、鶴居村、厚岸町及び浜中町の3町村で、戸籍システムの共同利用について、事務の効率化、システム経費の削減、災害時等のリスク対応などに関し検討してまいりました。

今般、戸籍システムの共同利用に関する協議が3町村で合意し、平成27年8月24日付で、釧路地方務局長の許可が得られたことから、平成28年4月から運用を開始しようとするもので、この度、機器等の調達などの関係事務を進める為、電子情報処理組織による戸籍事務等に係る事務の委託に関する規約を、平成27年10月1日で定めようとするものです。

議案第54号では、鶴居村に、議案第55号では、厚岸町へ、各々の町村へ戸籍の事務を委託することとし、地方自治法第252条の14第1項の規定において、当該事務の委託に関する必要な規約を定めるため、同条第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定に基づき、関係普通地方公共団体の議決を経なければならないとされていることから、議会議決をいただきたくご提案したしだいであります。

以上、提案の理由をご説明いたしましたが、詳細につきましては、町民課長より説明させていただきますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長(波岡玄智君) 町民課長。

○町民課長(渡部直人君) (議案第54号及び議案第55号 補足説明あるも省略)

○議長(波岡玄智君) 議案第54号の質疑を行います。ありませんか。

9番川村議員。

○9番(川村義春君) 戸籍事務について、電算化が平成28年の3月でリース契約が切れるということで、これは確か長期継続契約で運用を始めて、もう更新しないので返

すということになるんですね。

それで鶴居村に本機を置いて、そこで3町で同じデーターを管理する。それで出てくるものについて、今まで浜中町で出してきた戸籍のシステムですね。それと同じことになるのかどうか。3町と統一の様式で出てくるのかどうかというのを確認させていただきたい。

また、費用的に単独でやっている場合と、3町でやる場合との費用対効果といえ効果的な部分でいくと、災害時の対応とか先程言ったように、安全な運用ができるというような部分では、効果はあるのでしょうかけれども、費用的にどのくらいの効果があるのか、教えていただきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 町民課長。

○町民課長（渡部直人君） 議員おっしゃるとおり、リース期間が来年の3月で切れます。それに合わせてコンピューター大体5年の償却終わって、新しいモデルに変わるとい部分もありますので、この方式に合わせて新しい端末も新しい機械になります。

それに合わせてこの度、鶴居村にメインのサーバーを置いて、浜中町のデーターが入るデーターの中に浜中町というところがありますので、そこに光回線を通じて、そのデーターを見にいくという形になります。鶴居村は当然、浜中町のデーターサーバーはありますけれども見ることはできません。そういうシステムになっています。

各々の町村の間借をしている、サーバーの場所を借りているという形になります。状況については、各々の町村で戸籍の部分でありますので、同じ張表で出力する予定です。これからこの協議が整えば具体的に機器の選定等していく形になりますので、そういった形で機器の部分では体制としてはそういうことになります。

後は経費の削減効果というお話でありますけれども、一応この度、若干3町村でやるということでのプログラム修正ということもあるのでありますけれども、新聞等に出たのは3,500万円という数字が出ていましたけれど、あれは機器等のリース代関係です。

それで一応、浜中町の方だけ言わせてもらいますと、単独でいった場合が機器等の部分で1,558万5,000円の額になります。

今回のリースで見込みが概算ですね。これから見積もり合わせ等、実際やっていきますので、この数字は変わりますので概算で出したとおりでありますけれども、1,196万8,000円で、差引くと361万7,000円、これが機器ブックレット等でいく削減効果という形になります。これに合わせて保守点検も実際に3町でやることによって、サ

サーバー管理がないので、要は端末サーバーの数は全町村で合わせると減りますのでそういった部分で、一応これは概算ですけれども、6年の分で現在の分と比べると467万4,000円、保守料の点検でサーバーが減ったことによって効果が大きいです。

実はこの経費の他に、共同運営によって逆に経費、電話回線で電話代がずっと掛かったり、ルータ設置とか細かい設置費用も若干今回掛かりますので、この分については、また12月の補正になり今後お願いする形、年度内に整備しなければならないと、そういう形になりますけれども、この分が6年間の見込みで新たな経費として108万円掛かる予定になっています。6年間の部分でいうと…

○議長（波岡玄智君） 本日の会議時間は、議事の都合によってあらかじめ延長します。

○町民課長（渡部直人君） それで差し引き先程の361万7,000円が機器の分で削減効果、保守の分で467万4,000円が削減、この2つを足して新たに共同運用で掛かる経費が108万円ですから、これを差し引いた額721万1,000円が現時点では経費としては削減効果ということで押さえております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 他にありませんか。

これから、議案第55の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第54号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第55号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第54号の採決をします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第54号は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第55号の採決をします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

◎日程第18 議案第56号財産の取得について

○議長(波岡玄智君) 日程第18 議案第56号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(松本博君) 議案第56号財産の取得について提案の理由をご説明申し上げます。

本案につきましても、平成11年度及び平成12年度に購入しました2台のスクールバスが、登録から14年以上を経過し老朽化が進んでいることから児童生徒の安全な送迎を確保するため、これをへき地児童生徒援助費等補助事業により更新しようとするもので、3月定例議会におきまして、購入費の予算議決を頂いているところでございます。

このスクールバス2台の購入にあたり、去る8月25日、町内業者1社及び町外業社2社により指名競争入札を実施いたしました。

入札の結果、株式会社浜中車両が1,576万8,000円で落札いたしました。車両の納入期限は平成28年1月12日までとしております。ここに議決に附すべき契約及び財産の取得、又は処分に関する条例の規定により、議会の議決をいただくよう提案した次第であります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長(波岡玄智君) これから、議案第56号の質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 質疑なしと認めます。

これから議案第56号の討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 討論なしと認めます。

これから議案第56号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第56号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第19 議案第57号平成27年度浜中町一般会計補正予算(第2号)

○議長(波岡玄智君) 日程第19 議案第57を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(松本博君) 議案第57号平成27年度浜中町一般会計補正予算第2号について、提案の理由をご説明申し上げます。

この度の補正は、財政調整基金積立金、浜中中学校校舎改修工事など、今後、必要とされる経費について補正をお願いしようとするものであります。

補正の内容といたしましては、歳出では、2款総務費では、基金積立金で前年度決算剰余金の2分の1と条例規定による積立で財政調整基金積立金3,970万円を補正、電算システム運用に要する経費及び総合行政ネットワークシステムに要する経費で、個人番号制度の開始に伴う経費として623万円、281万9,000円をそれぞれ追加するなど、6,890万4,000円を追加、3款民生費では、介護保険特別会計繰出金で、今年度から新たに開始される介護保険低所得者保険料軽減にかかる繰出及び事務費繰出で115万5,000円を追加するほか、臨時福祉給付金交付に要する経費など、前年度の国・道支出金の精算による国庫負担金補助等返還金などで238万1,000円を追加、4款衛生費では、し尿処理に要する経費で合併処理浄化槽設置事業補助285万円を追加するなど409万1,000円を追加、5款農林水産業費では、基金積立金で、浜中町就農者研修牧場からの寄附を新規就農者等育成基金に積み立てるため、積立金216万円を追加するなど362万7,000円を追加、6款商工費では、本年度繰越明許費で対応した、プレミアム商品券発行事業に係る道補助の追加配分があったことにより、同事業補助164万円を補正、8款の消防費では、防災行政無線に要する経費

で防災行政無線の修繕料27万5,000円を追加、9款教育費では、中学校管理運営に要する経費で、浜中中学校トイレ改修工事1,382万4,000円の増と茶内中学校暖房設備改修工事の契約執行残2,097万4,000円の減額により、校舎等補修工事715万円を減額、スポーツ振興に要する経費で町スポーツ振興補助が176万円を追加するなど教育費全体で421万3,000円を減額。

以上により、今回の補正額は7,670万5,000円となります。

一方、歳入につきましては、普通交付税1,746万2,000円、繰越金4,886万3,000円及び臨時財政対策債の2,148万6,000円を充てさせていただきました。

この結果、補正後の歳入・歳出の予算総額は64億3,826万8,000円となります。

以上、提案の理由をご説明いたしましたが、詳細につきましては、企画財政課長より説明させていただきますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

◎延会の議決

○議長（波岡玄智君） お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

◎延会の宣告

○議長（波岡玄智君） したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日は、これで延会します。

（延会 午後 5時 3分）

以上のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証明するため署名する。

浜中町議会 議長

議 員

議 員